

南北関係の原型

—国連貿易開発会議（一九六四年三月～六月）開催をめぐる政治過程—

大限宏

- I プロローグ
- II 問題の設定
- III 歴史的背景
- IV 転機
- V 展開の軌跡
- VI 対立と協調の構図
- VII エピローグ

I プロローグ

……開発途上国は、国際連合貿易開発会議を、公正な経済の新秩序の創設への重要な第一歩として認識する。これら諸国は、今次会議を、カイロ宣言、アルタ・グラシア憲章、ブラジリア、アディス・アベバ、ニアメイ、マニラおよびテヘランで採択された諸決議、なかんずく国際連合第一八回総会で行なわれた低開発七五ヶ国の共同宣言に盛られた、長期にわたる努力の成果とみなしている。これらの努力は、全期間を通ずる会議の顕著な特

徵であり、歴史的意義を有する事実となつた七五ヶ国の團結を作りあげるに力あつた。（国際連合貿易開発会議の終了にさうする低開発七七ヶ国共同宣言・一九六四年六月一五日）⁽¹⁾

先頃、ジュネーブで開催された会議のような世界的な経済会議を評価する場合、会議の直接的・具体的な成果だけから判断してはならない。会議は非常に広範な意義を有するものであり、その結果は歴史的ベースペクティブから評価されなければならない。

このような観点から考察した場合、会議の基本的な意義として次の三点が強調されなければならない。第一は、明示的にせよ、黙示的にせよ、国際経済協力関係のあり方に大変革が必要であること、およびその志向すべき方向性について、一定の認識が確立された点である。第二は、すべての国々、とりわけ開発途上国の経済成長の加速化に貢献するものとして、貿易、および貿易と開発の分野における国際機関を、広範な基礎の上に、国連の中核機関として設立することを会議が求めた点である。第三は、国際経済協力政策の形成および遂行の過程における開発途上国の影響力の行使をより効果的なものとすることを目的として、開発途上国相互間に共同行動のための枠組みが自然発生的に形成された点である。（フレビッシュ国連貿易開発会議事務局長より、ウ・タント国連事務総長宛てた報告書・一九六四年七月九日）⁽²⁾

国際連合総会は、

すべての国の生活水準をたかめ、低開発諸国の経済成長を促進するためには、持続的な努力が必要であること を確信し

国際貿易が経済開発の重要な手段であることを考慮し、今次会議が、貿易問題全般および経済開発との関連に

おいての貿易問題、とくに低開発国に影響をおよぼすこれらの諸問題につき総合的再検討を行なうまたとない機会を提供したことを認め

国際貿易が、必要な政策の立案と実施を通じて低開発諸国の急速な経済成長の達成に十分に貢献しうるためには、効果的に機能する、適切な機構上の取極が必要であることを確信し

既存の国際機関の活動を検討した結果、これらの機関の行なった貢献ならびに貿易およびこれに関連した開発問題の全般を扱う上での制約の双方を認識し

会議参加国が加盟しており、もしくは加盟しうる機構および取極を最大限に活用すべきことを信じ

同時に、既存の機構および左記に提案された新機構との双方を、それらの事業と活動にてらして、さらに検討する必要があることを確信し

低開発諸国との間にみなぎる総合的貿易機関への熱意に注目し

今次会議により開始された作業を継続し、会議の勧告および結論を実施するためには、さらに機構上の取極が必要であることを認め

国連総会に直属する一機関として国連貿易開発会議を、……設置する。(国連総会決議一九九五[XIX]「国際連合総会の一機関としての国連貿易開発会議の設立」・一九六四年一二月三〇日)⁽³⁾

UNCTADは、世界経済体制の変革に関する重要な国際的討議と交渉の主要なフォーラムとなつており、GATTと異なりユニバーサル・メンバーシップを有する。開発途上国は、構造改革その他の改革に関する主要な提案をUNCTADに提起しており、また、各種の商品協定が、現在UNCTADで交渉されている。ジュネーブの事務局は「南」と「北」、「南」と「南」の貿易関係の動向をモニターしている。UNCTADは、以上のほ

か、技術移転を含め数多くの問題についての交渉に焦点を当ててきた。……（中略）……UNCTADは、対話と議論のフォーラムとして、また次第に交渉の場として、貿易、金融、そして開発問題について新しい着想を生み出しており、その独自の役割を維持すべきである。（プラント委員会報告・一九八〇年）⁽⁴⁾

UNCTADは、第三世界の圧力集団である。富裕な国々も、すべてメンバーとなっているが、UNCTADの投票において多数を占めているのは、貧しい国々から構成される「七七カ国グループ」（実際には、一一七カ国から構成されている）である。しかし、UNCTADにおける投票がそのままパワーを意味する訳ではない。というのも、UNCTADの決定を実行に移すのに必要とされる資金を保有しているのは豊かな国々であるからである。

UNCTAD総会は、これまで厳しい不一致（サンチャゴ・一九七二年）、熱狂（ナイロビ・一九七六年）、混沌（マニラ・一九七九年）を経験してきていた。（ロンドン『エコノミスト』・一九八三年）⁽⁵⁾

II 問題の設定

南北問題が、国際社会において「発見」されて以来、既に四半世紀——その間、その解決をめぐって、さまざまなもの、とりどりが繰り広げられてきた。それは、その時々における国際社会の基本潮流、権力構造等を反映するものであり、いわば「ルール、アリーナ、プレーヤー、イシュー等」を微妙に変化させながら展開されるゲームとして位置付けられるものであった。また、それは〈対立と協調〉が複雑に交錯する非ゼロ和ゲーム的様相を呈するものでもあった。

ところで、このような南北問題の展開軌跡にはさまざまな転換点が指摘されるが、歴史的にみて最も重要なタ

リハグ・ボイントの「ひととして注目されるのが国連貿易開発会議（United Nations Conference on Trade and Development）の開催である。やだねが、一九六四年三月二十一日～六月一六日、シカゴーで一一〇か国余（および諸国際機関）の代表一〇〇〇人余が参加して〈貿易と開発〉の問題を討議する国際会議が国連経済社会理事会の主催の下に開催されたが、それは以下の諸点において、きわめて重要な意義をもつた。⁽⁷⁾

第一に、会議は、従来ともすれば国際社会における客体的存在に終始しがちであった開発途上国のイニシアチブによって開催されたものであった。⁽⁸⁾

第二に、会議の開催を直接的契機として、以後“南” vs. “北”という国際社会の垂直的分断の問題が、“東” vs. “西”といふ国際社会の水平的分断の問題に匹敵する（場合によつては、それにとってかわる）重要な課題として定着するようになったのである。⁽⁹⁾

第三に、会議は、その規模および議題の包括性において、それまで開催されたいかなる会議を凌駕するものであり、国際社会における“会議外交”（Conference Diplomacy）の可能性を再認識せしむるものとなつたのである。

第四に、会議は、その後の南北関係の展開によってわめて重要な役割を担うことになる、国際機関としてのUNCTADを誕生させることとなつたのである。すなわち、会議の決議を受けて、一九六四年末の第一九回国連総会において、国連貿易開発会議を、国連総会直属の機関“UNCTAD”として常設化する旨が決議されたのである。⁽¹⁰⁾

以上のように、国連貿易開発会議の開催は、単に経済次元のみならず、政治次元においても国際社会のあり方に一大転機を画する」ととなつたのである。とはいへ、会議開催と至る道程は決して平坦なものではなかつた。それは、長期間にわたる激しいやりとりの産物であった。⁽¹¹⁾ かなわち、国連の主催の下に〈貿易と開発〉の問題を討議する国際会議を開催することの是非については、各国のさまざまな利害・思惑が微妙に錯綜し、最終的に各国間にコ

ンセソサスが形成されるまでには複雑な政治過程の洗礼を受けなければならなかつたのである。

そこでは、"南" vs. "北" という単純な図式では把握不可能な、きわめて混沌とした政治過程が展開され、またその過程において"プレッシャー・ポリティックス" (Pressure Politics), "ポーティング・パワー・ポリティックス" (Voting Power Politics) とも呼びうる新たな現象が顕在化してしまつたのである。⁽¹³⁾ そしてそれは、一面において、その後の南北関係の原型 (プロトタイプ) を形成するものとなつていたのである。

本稿は、このような国連貿易開発会議開催をめぐる政治過程を、あまむかにプレーヤー間の〈対立と協調〉の〈ニアリング・ゲーム〉の展開、という分析視角から検討しようとするものである。⁽¹⁴⁾ 以下、本稿においては、①国連貿易開発会議の開催を促進した背景条件の考察 (III・IV)。②国連貿易開発会議開催へと至る政治過程の歴史的・記述的分析 (V)。③国連貿易開発会議開催をめぐる政治過程の背後にいて繰り広げられた〈対立と協調〉の構図の析出 (VI)。——という三つの作業が試みられる。

III 歴史的背景

国連貿易開発会議開催をめぐる政治過程を考察する場合、まずその準備作業として歴史的背景を探ることが必要である。その際、手振りとなるのが会議の事務局長を務めたラウル・プレビッシュ (Raúl Prebisch) によって提出された「開発のための新しい貿易政策を求めて」 (Towards a New Trade Policy for Development) ～題する報告書である。⁽¹⁵⁾

それは、会議の討議資料として作成されたものであるが、同報告書の次のような記述は、会議開催の歴史的背景を最も雄弁に物語るものである。⁽¹⁶⁾

「貿易および開発に関する世界的に重要な問題、とくに低開発国に關係する問題を解決するためには、新しい秩

序を作りあげることが絶対に必要である。

低開発国の立場からみて、本会議では最近迄激論の対象となつたが現在では理解され憂慮されている現象にとくに注意が払わなければならないである。その現象とは、経済発展の過程において対外収支が長期的に不均衡の傾向を示すことであり、これはすでによく知られている。少數の例外を除いて、一般に一次産品輸出は相対的に伸び率が低いが製品輸入需要は、経済発展の割合と歩調を合わせて急速に増大する傾向にある。その結果生じる不均衡は、対外面における深刻な陥路となり、経済発展を困難にしている。もし動態的均衡を条件として経済発展を早めるとすれば、この不均衡は除かれねばならない。……（中略）……

ハバナで立案され、部分的にガットに組み入れられた重々しい規則および原則を集めた憲章は、合理的にかつ意図して経済因子に影響を与えることにより、その自然的な動きを変え、明確な経済上の目的を達成せんとするような積極的な意味での経済政策を反映していない。反対に、それは、すべての国の相互にとって利益となるよう TRADE を拡大するためには、世界経済の中でこれらの経済因子を自由に働かせ、それを阻む障害を除去しなければよいという考え方の政策に啓示を得ているかのように見える。これらの規則や原則は、また漠然とした經濟的同質性という考えに基づき、工業地域と周辺諸国との間に存在する大きな構造的相異に目を塞ぎ、その重要な波及効果を無視しているのである。したがってガットは、先進国ほどに低開発国には役に立つていなかつた。すなわちガットは経済発展の要請に応じうる新しい秩序を作るのには役立たず、また、古い秩序を回復するという不可能な仕事をやり遂げることも出来なかつたのである。^[17]

以上の引用からも明らかのように、国連貿易開発会議開催の背景には、輸出不振に陥り、経済発展の低迷に直面した開発途上国の、GATT体制、すなわちGATTを中心とする国際貿易秩序に対する強い疑念が存在するのである。

ところで、さらに見逃してならないのは、このような開発途上国の国際貿易秩序に対する批判が、単にGATTに対する批判にとどまるものではなく、より広範に国連システムにおける経済的・社会的協力体制のあり方そのものを問題とするものであったという点である。それは、開発途上国と共に、国連貿易開発会議の開催を強く主張し続けたソ連の、次のような発言からも窺われる通りである。

「国連においては、複雑かつ多様な世界貿易の諸問題を総合的に取り扱い、また利害を有する関係国がすべて参加できるような組織はこれまで存在していない。これこそ、現在の国連における構造的パラドックスである。国連の枠組みの中には、きわめて多数の専門機関が存在しており、そこでは多くの問題が定期的に討議される。にもかかわらず、国際貿易の問題に体系的かつ包括的に取り組もうとする機関は一つも存在しないのである。しかも、このような事態が決して偶然ではないことは明白である。ある特定の国々は、このような事態をいいことに、貿易相手国（開発途上国を含む）の利益に反する政策を追求し続けてきたのである。このような事態は、もはや甘受し難いものである。ソ連は、国連の権限の下に、世界貿易拡大のための統一的かつ普遍的な国際貿易機関を設立することが不可欠であると考える。」⁽¹⁸⁾

以下、第二次大戦後の国際貿易秩序、および国連における経済的・社会的協力システムの基本構造を概観してみよう。

(1) 国際貿易秩序の形成——国際貿易機関の流産とGATTの常設化——

第二次大戦後の国際経済秩序の基本的なあり方については、アメリカ、イギリスを中心とする連合国との間において、既に大戦中から戦後構想の一環として議論されてきた。その際、国際経済秩序再構築の基本原理とされたのは、国家間の経済関係を国際機関を基軸として調整することにより、世界の経済的繁栄、ひいては政治的安定（平

和) をより確実なものにしよう、という考え方であった。それは、一九三〇年代の苦い経験に基づくものであった。

こうした気運が最初に結実したのが、一九四四年七月一日～一二一日、アメリカのブレトン・ウッズに連合国四カ国が参加して開催された連合国通貨・金融会議(ブレトン・ウッズ会議)においてであった。この会議においては、国際通貨基金(IMF)および国際復興開発銀行(IBRD)の設立が合意されたのであった(ブレトン・ウッズ協定)⁽¹⁹⁾。こうして、いわゆるブレトン・ウッズ機構が第二次大戦後の国際社会における通貨・金融秩序の確立に中心的役割を担うこととなつたのである。

ところで、国際貿易秩序の形成、より直接的には、その中心となるべき国際機関の設立についても、既に一九四三年の時点からアメリカ、イギリスを中心として、その模索が試みられていた。⁽²⁰⁾しかし、それが具体的な課題として国際社会の場に取り上げられるようになつたのは第二次大戦が終結してからであった。

それは、ブレトン・ウッズ機構設立の動きと同様に、アメリカの主導権の下に展開されたものであつた。⁽²¹⁾しかし、その過程は決してスムーズなものではなく、またその最終的な結果は、当初の構想とは著しく異なるものであった。それは、次のような記述に端的に示される通りである。

「あるくさい文句——やつて仕事ほど長持ちする——の真理であることを、戦時中の交渉から生まれた第三の機関、ほかならぬ『関税および貿易に関する一般協定』の歴史ほど十分に実証するものはない。GATTは、……一つの歴史的な偶然であった。国際貿易機構(International Trade Organization)の創設が未決定のため、一つの貿易協定として草案されたが、ITOが強情な米国議会によって下されたとき、GATTは一つの組織体として生を与えられなければならなかつた。その法律上の基礎は不確実であった。GATTは適切な事務局をもたず、また予算もない。ほとんど十年の間、GATT本部の訪問者は、『国際貿易機構の中間委員会』(Interim

Commission for the International Trade Organization) ところ看板にあらわされる始末である。⁽²³⁾」

以上の引用は示されるように、第一次大戦後、国際貿易秩序形成の中心的役割をはたす国際機関として国際貿易機関（I.T.O.）の設立が討議され、かつ合意されたのである。それは、〈貿易と雇用〉の分野での国際協力の中心的機関となるべき包括的な国際機関としての性格を付与されており、また近代的国際組織としての諸要件を具備するものでもあった。ところが、この国際貿易機関はアメリカ議会の強硬な反対によって流産に終ったのである。その結果、そもそも関税の引き下げに関する協定に過ぎず、かつ国際貿易機関が発足するまでの暫定的な取り極めに過ぎなかつたGATTが、国際貿易機関にかわって、国際貿易秩序形成の中心的機関としての責任を負わされたこととなつたのである。

以下、その経緯は次の通りである。⁽²³⁾

既述のように、国際貿易秩序形成のイニシアティブをとつたのはアメリカであった。アメリカは大戦中からイギリスとの間に、この問題に関して協議を続けてきたのである。そして、こうしたアメリカの動きは一九四五年以降、以下にみるように具体的な動きとして展開されていったのである。

- (1) 一九四五年一一月六日、イギリスの合意を取りつけた上で、アメリカ国務省は「世界貿易と雇用の拡大のための提案」(Proposals for Expansion of World Trade and Employment) へ題する構想を明らかにした。それは、自由貿易を阻害している諸障壁の撤廃を謳つたものであり、さらに、そのための具体的方策として国際貿易機関の設立を提唱するものであった。また、アメリカは同提案とあわせて、イギリス、ソ連、フランス、中国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ、インド、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、チエコスロバキア、ブラジル、キューバの一五カ国に対し、関税、およびその他の貿易障壁を軽減するための交渉を開始することを呼びかけたのであった。

- (2) 一九四六年一月一八日、第一回国連経済社会理事会は、アメリカの動議に基づいて、財貨の生産・交換・消費を拡大するための〈貿易と雇用〉に関する国際会議を招集することを決議した。⁽²⁴⁾ そして、会議開催の準備、および国際貿易機関憲章草案の検討の任にあたるものとして準備委員会 (Preparatory Committee) を設置することを決定した。⁽²⁵⁾
- (3) 一九四六年一〇月一五日～一月一六日、ロンドンで準備委員会・第一会期が開催された。そこでは、第一会期開始直前の一九四六年九月、アメリカが明らかにした「国際貿易機関憲章草案」(Suggested Charter for an International Trade Organization of the United Nations) を中心として議論が展開された。⁽²⁶⁾ その結果、第一会期では、①一九四五年にアメリカが関税、およびその他の貿易障壁の軽減のための交渉を提案したことを想起して、準備委員会・第一会期において、準備委員会の主催の下に、関税の引き下げに関する交渉を行う。②国際貿易機関憲章の起草作業を第一会期の開始までに進展させるために起草委員会 (Drafting Committee) を設置する。⁽²⁷⁾ ——ことを決定した。
- (4) 一九四七年一月一〇日～一月二五日、ニューヨークで起草委員会が開催された。そこでは、国際貿易機関憲章草案の作成、および準備委員会・第一会期開催中に行われる予定の関税引き下げ交渉のための討議資料の作成、という二つの作業が行われた。
- (5) 一九四七年四月一〇日～八月二一日、ニューヨークで準備委員会・第一会期が開催され、そこでは二つの作業が行われた。第一の作業は、国際貿易機関憲章草案の完成であり、それは、いわゆる「ジュネーブ草案」として結美した。また、それと関連して国連貿易雇用会議を一九四七年一月二一日からキューバのハバナで開催することを国連経済社会理事会に対して勧告することが決定された。
- 第二の作業は、関税引き下げ交渉であり、それは一九四七年四月一〇日～一〇月三〇日、約六カ月間にわたつ

てジュネーブで準備委員会・第一会期と並行して行われた。それは、準備委員会の主催の下に、国際貿易機関の目的の実現に資するものとして展開され、交渉参加国はソ連を除く一八カ国の準備委員会構成国、および構成国と緊密な関係にあるビルマ、セイロン、ペキスタン、南ローデシア、シリアの五カ国であった。⁽²⁷⁾ こうして、一九四七年一〇月三〇日、関税引き下げに関するこれら一二三カ国間の合意が「関税及び貿易に関する一般協定」(General Agreement on Tariffs and Trade) として調印されたのであった。それは、国際貿易機関憲章草案の第四章「通商政策」に相当する部分を、いわば先取りしたものであり、きたるべきハバナでの会議において国際貿易機関憲章が正式に採択された場合には、その一部を構成するものとして位置付けられるものであった。⁽²⁸⁾ それではまた、国際貿易機関憲章第七条に基いて開かれた第一回の関税引き下げ交渉の成果として記録されるべきものであった。

(6) 一九四七年一一月二二日～一九四八年三月一四日、ハバナで国連貿易雇用会議が開催された。会議には五六カ国が参加し、最終日に五四カ国が最終議定書に調印した。⁽²⁹⁾ こうして、全九章、一〇六条から構成される国際貿易機関憲章（ハバナ憲章）が正式に採択されたのである。後は、発効要件を満たし次第、国際貿易機関が発足する運びとなつたのである。⁽³⁰⁾ また、会議では国際貿易機関憲章発効後に開催される第一回国際貿易機関総会の準備に向けて、五二カ国から構成される「国際貿易機関の中間委員会」の設置が決議され、さらにはジュネーブに一八カ国から構成される執行委員会を設置することも決定された。

以上が、国際貿易機関設立をめぐる動きの概要であるが、最終的にはこの国際貿易機関は幻に終つたのである。といふのも、国際貿易機関憲章が発効要件を満たすことができなかつたからである。すなわち、一九五〇年末までに批准を完了したのはリベリアとオーストラリアの二カ国のみであり、しかもオーストラリアの批准はイギリス、

アメリカが批准を完了することを条件とするものであった。さらに、事態を決定的にしたのがアメリカの動向であった。「一九四八年の春にハバナ会議が終了したころ、議会はマーシャル援助計画で忙殺されていた。一九四九年には、NATO（北大西洋条約機構）の問題が優先的に討議された。一九五〇年になってやっと議会は、国際貿易機関憲章の公聴会を開始したのである。しかし、これとほとんど同時に、共産軍は南朝鮮の侵害を開始し、いわゆる『冷戦』は熱氣を帯びてきたのである。⁽³²⁾」

こうして、一九五〇年一二月六日、アメリカ国務省は、政府としては国際貿易機関憲章の批准を再び議会に対して求める用意のないことを表明するに至った。⁽³³⁾ 国際貿易機関は、葬り去られることとなつたのである。その結果、GATTが、その使命を終了した「国際貿易機関の中間委員会」事務局を自己の事務局に転用することによって、国際貿易秩序の中心となる国際機関としての活動を展開することを余儀なくされたのであった。⁽³⁴⁾

(二) 国連における経済的・社会的協力システム

国連は、兩大戦間期における国際社会の苦い経験を基礎として設立されたものである。安全保障理事会の存在は、それを最も象徴的に示すものである。それは、国際連盟の機能不全に対する強い反省に根ざしたものであった。ところで、国連の特徴として、いま一つ強調されるのが機能主義平和戦略の採用である。すなわち、国連においては、国際連盟とは対照的に、国家間の機能的協力、具体的には経済的・社会的分野における協力の促進が、国際平和の重要な基礎となるものとして重視されたのである。⁽³⁵⁾ それは、一九三〇年代、各国間に繰り広げられたゼロ和ゲーム的色彩の濃厚な“近隣窮乏化”对外経済政策に対する強い反省に促されたものであった。

こうして、国連は次のような特徴をもつユニークな国際組織として、第二次大戦後の国際社会において重要な役割を担うものとなつていつたのである。

「……（国連の目的は）なによりも、戦争を防止し平和を確保しよう、ということである。第一に、それを基本的に可能にし、かつそれと不可分の関係にあるものとして、経済的・社会的な国際協力あるいは人権確保のための国際協力を促進しよう、ということである。かりに、前者を『平和の維持』、後者を『人類の福祉』というならば、両者は密接不可分の関係にある。国際連合設立の直接の動機や目標は、より前者に傾いていたが、それとの関連で後者も無視することのできないものとして取り上げられた。否、『人類の福祉』それ自体が前者と並んでそれに劣らない独自の存在価値をもつ目的として意識された。……（中略）……国際連合は、平和維持の目的に集中した狭義の平和機構の性格から、次第に、両者の目的を相關連する不可分の、しかもそれ各自の機能をもつものとして包括した広義の平和機構へと移り進んだ。こうして、国際連合は、総合的な目的をもつ一般的の国際組織として成立した。^{〔36〕}」

以下、国連憲章をもとに、国連における経済的・社会的協力システムの基本的枠組みを概観してみよう。

まず、憲章の前文において、国連の志向すべき課題として「国際の平和及び安全を維持する」とことあわせて、「一層大きな自由の中で社会的進歩と生活水準の向上とを促進し」、「すべての人民の経済的及び社会的発達を促進するために国際機構を用いること」が謳われている。さらに、冒頭の目的条項（第一条）において、「経済的、社会的、文化的又は人道的性質を有する国際問題を解決することについて……国際協力を達成すること」が国連の目的として明記されている。

そして、以上の一般的規定を踏まえた上で、具体的に国連における経済的・社会的協力の任にあたるものとされているのが国連総会および国連経済社会理事会である。

まず、総会に関しては、第一三条において、総会が「経済的、社会的、文化的、教育的及び保健的分野において国際協力を促進する」ために「研究を発議し、及び勧告をする」旨が規定されている。^{〔37〕}

次いで、経済的・社会的協力に関する独立した章である第九章において、経済社会理事会の責任が定められている。すなわち、まず冒頭の第五十五条において、「人民の同権及び自決の原則の尊重に基盤をおく諸国間の平和的且つ友好的関係に必要な安定及び福祉の条件を創造するために、国際連合は、次のことを促進しなければならない」と謳った上で、具体的には「一層高い生活水準、完全雇用並びに経済的及び社会的進歩及び発展の条件」および、「経済的、社会的及び保健的国際問題と関係国際問題の解決並びに文化的及び教育的国際協力」の促進が掲げられている。

そして、続く第六〇条においては、「この章に掲げるこの機構の任務を果す責任は、総会及び、総会の権威の下に、経済社会理事会に課せられる」として、経済社会理事会が経済的・社会的国際協力を促進する任務を専門的に担当する旨が謳われているのである。

以上の規定を受けて第一〇章「経済社会理事会」においては、経済社会理事会の経済的・社会的協力促進のための諸活動が具体的に規定されている。すなわち、「経済社会理事会は、経済的、社会的、文化的、教育的及び保健的国際事項並びに関係国際事項に関する研究及び報告を行い、又は発議し、並びにこれらの事項に関して総会、国際連合加盟国及び関係専門機関に勧告することができる」（第六一一条第一項）。さらに、「理事会は、その権限に属する事項について、総会に提出するための条約を作成することができ」（第六一一条第三項）、また「理事会は、国際連合の定める規則に従って、その権限に属する事項について国際会議を招集することができる」（第六一一条第四項）と規定されているのである。

そしてまた、「経済社会理事会は、経済的及び社会的分野における委員会を設ける」ことが認められており（第六八条）、この規定に基づいて各種委員会（地域経済委員会等）が設置されることとなるのである。

このように、国連憲章においては、経済的・社会的協力促進のための国連諸機関のはたすべき役割が詳細に規定

されている。それは、既述のように、国連が経済的・社会的協力を国際平和の基礎を築くものとして重視していることのあらわれである。

IV 転機——開発途上国の覚醒・批判・挑戦——

(一) 覚醒

第二次大戦後の国際社会においては、ナショナリズムの昂揚を背景として、それまで（主として）西欧先進諸国の植民地支配下におかれていたアジア・アフリカの諸地域が、統々と“政治的”独立を達成し、国際社会への仲間入りをはたしていった。⁽³⁸⁾

しかし、これら新興独立国はほどなくして共通の問題に直面することとなつた。それは、“政治的”独立をより実質的なものとするためには“経済的”独立の速やかな実現が不可欠である、というものであつた。というのも、“政治的”独立は、あくまでも形式的なものに過ぎず、それは新興独立国が国際社会において市民権を獲得するための第一歩、換言すれば必要条件に過ぎなかつたからである。こうして、新興独立国にとっては、十分条件としての“経済的”独立の達成が急務の課題とされたのであつた。

もうとも、この“経済的”独立の達成については、新興独立国は一般に、きわめて楽観的な見通しをもつていた。なぜなら、新興独立国の中多くは、自國の経済的困難は、主として西欧先進諸国の植民地支配下という“政治的地位”（Political Status）に起因するものである。従って、植民地支配を離脱して、国際社会における自律的存在としての市民権を獲得すれば、それまでの諸矛盾は一挙に解消されるにちがいない、と考えていたからである。そこにおいては、国際社会はさもありまな可能性を約束する場、として位置付けられていたのである。⁽³⁹⁾

ところが、現実の事態の推移は、このような新興独立国が自ら描いた楽観的シナリオとは異質なものであった。

"政治的"独立の後に続くべき"経済的"独立は、いつまでも達成されなかつたのである。工業化の推進、国民所得の増大、輸出の拡大、およびそれを通じての外貨の獲得等——これら"経済的"独立へ向けての諸方策はことごとく挫折していったのである。⁽⁴⁰⁾

一方において、先進諸国は第一次大戦の被害からの回復をいち早く実現し、繁栄を謳歌はじめた。ところが、他方、これとは対照的に、新興独立国はそうした戦後復興の果実から排除され、先進国との間の経済的格差はますます拡大していくのである。

第二次大戦後の10年間における世界経済の推移を概観した国連「世界経済サーキュライ・一九五五年」(World Economic Survey 1955)は、こうした状況を次のように叙述している。

「……第一次大戦後の10年間と比較した場合、第二次大戦後の10年間における経済復興の実績がきわめてめざましいものであることは、ほとんど疑問の余地のないところである。戦争の被害および破壊の規模は、今次大戦の方がはるかに大きかつたのであるが、それからの復興および生産力の伸長は、第一次大戦後よりも急速かつ広範なものであった。……とはいっても、この10年間の実績は、手放しの楽観主義を約束するものではない。それは逆に、深刻な問題を提起するものである。未曾有の復興（成長）の実績にもかかわらず、世界の大部分の地域においては、依然として大規模な貧困の問題が困難な課題として残っている。……低開発国の中では、国民一人当たりの経済成長率が、以後自動的に伸長し続けることを約束する水準にまで到達したのは、ごく僅かである。さらに、外国からのインフレ的あるいはデフレ的ショックに抵抗しうるだけの経済力（経済の成長および多角化）を持ち得た国となると、一層限られている。実際のところ、経済発展の過程そのものを通じて、外国からのショックに対してもましても脆弱となつてゐる国も見うけられるのである。⁽⁴¹⁾」

さらに、そもそも"経済的"独立に基盤付けられない"政治的"独立それ自体、その存立基盤がきわめて脆弱な

ものとなつていつたのである。

こうして、アジア・アフリカの新興独立国は、自らを旧世界の国々（先進諸国）とは異質な存在（開発途上国）として位置付け、経済的諸困難の解決へ向けて挑戦を試みるようになったのである。⁽⁴²⁾ そして、その矛先は、これら開発途上国を取り囲む国際経済秩序、より直接的には、GATTを中心とする国際貿易秩序、および国連における経済的・社会的協力システムのあり方に対しても向けていたのである。さらに、こうした新たな志向性は、程度の差こそあれ、既に一九世紀中に“政治的”⁽⁴³⁾ 独立を達成して国際社会の仲間入りをはたしていたラテンアメリカ諸国にも共有されるものとなつたのである。

(二) 批判

(1) GATTに対する批判

国際貿易機関憲章は、少なくとも規定の文言から判断する限り、開発途上国に対して特別の配慮を示すものであつた⁽⁴⁴⁾。すなわち、国際貿易機関の一般的目的及び目標を謳つた第一条においては、国際貿易機関の目標の一つとして「諸国の、特になお工業的發展の初期の段階にある諸国の、工業的及び一般經濟的發展を促進し且つ援助すること、並びに生産的投資のための資本の國際的援助を奨励すること」が掲げられている。⁽⁴⁵⁾ また、第三章「經濟的發展及び復興」、および第六章「政府間商品協定」は、主として開発途上国を念頭に置くものである。

ところが、既述のように国際貿易機関憲章は効果要件を満たすことができなかつた。そこで、それにかわつてGATTが第二次大戦後の国際貿易秩序の形成に中心的役割をはたすこととなつたのである。その結果、第二次大戦後の国際貿易秩序においては、開発途上国との問題に十分な配慮が払われなくなつたのである。というのも、GATTは起源的には国際貿易機関憲章・第四章「通商政策」の諸規定のみを先取り的に採用したに過ぎなかつたからで

ある。開発途上国に関する規定としては、僅かに国際貿易機関憲章・第三章・第一三条の規定が、GATT規定・第二部・第一八条の、經濟開発に対する政府の援助、に関する規定として取り入れられたことどもったのである。⁽⁴⁶⁾ ところで、この第一八条の規定は、開発途上国が幼稚産業保護を目的として輸入制限措置をとることを認めたものである。⁽⁴⁷⁾ それは、輸入代替工業化戦略を、開発途上国の開発戦略として前提とするものであった。實際、開発途上国の多くは、この輸入代替工業化戦略を“經濟的”独立へ向けての有効な手段として採用するものであり、その限りにおいては、GATTに対する開発途上国の不満は大きなものとはなりえなかつた。GATT規定・第一八条は、開発途上国のニーズを反映するものとして位置付けられたのであった。

しかし、こうした輸入代替工業化を軸とする開発戦略は徐々にその限界を露呈するようになつていった。国内市場の狭小な開発途上国にとって、閉鎖的經濟を前提とした輸入代替工業化は規模の利益を生み出すまでには至らなかつた。その結果、開発途上国はコスト、効率、品質等において大きな壁にぶちあたることとなつたのである。⁽⁴⁸⁾

さらに、開発途上国にとって事態を一層深刻なものとしたのは、一次産品輸出所得の低迷である。開発途上国にとっては、一次産品は、開発途上国が國際競争力を保持するごく少數の輸出品目の一つである。そして、一次産品の輸出を通じて獲得される外貨は、開発途上国の“經濟的”独立（工業化）のための貴重な資金源となるものである。ところが、この一次産品の國際市場は価格・需要等においてきわめて変動の激しいものである。しかも、そもそも一次産品の生産それ自体、自然条件等の影響を強く受けがちであり、決して安定的なものではない。その結果、開発途上国の一次産品輸出所得は低迷の一途をたどることとなつたのである。ところが、他方、これとは対照的に、開発途上国が先進工業国から輸入せざるをえない資本財の価格は、着実に上昇傾向を持続するものであつた。こうして、開発途上国は“交易条件”的悪化、といふきわめて深刻な事態に直面することとなつたのであつた。

このような経済的諸困難に直面して、開発途上国においては徐々に新しい開発戦略が模索されるようになつた。それは、従来、ともすれば軽視されがちであつた輸出、を開発戦略の中心に位置付けようとする考え方である。すなわち、国内において貯蓄の増進を図り、他方、輸入代替によつて資本の流出を抑えることによつて工業化に不可欠な資本の蓄積を促進しようとする従来の、いわば消極的な開発戦略から一転して、積極的に輸出を促進することを通じて、工業化に不可欠な資本を外から獲得しようという、輸出志向工業化戦略の芽生えである。⁽³⁾ それは、輸出（貿易）を“開発のためのエンジン”として位置付けようとするものである。

こうして、徐々に貿易（輸出）と開発との関連性が認識されるようになつていつたのである。すなわち、内部志向的開発戦略から外部志向的開発戦略へと、発想の転換が図られていつたのである。そして、その過程で、こうした新しい開発戦略の成否の鍵を握るものとして国際貿易秩序のあり方に目が向けられるようになり、その中心としてのGATTに対して開発途上国の批判が徐々に顕在化していくのである。それは、以下に要約される通りである。⁽⁴⁾

- ① GATTは、第二次大戦直後の主要貿易国（先進諸国）間の関税引き下げに関する合意を起源とするものである。従つて、それは次のような本質的限界を内包している。第一に、GATTにおいては、開発途上国の貿易上の利害に対し十分な考慮が払われていない。すなわち、GATTは自由貿易主義をその基本哲学とするものであり、それは具体的には相互主義原則および一般的最恵国待遇原則によつて具現されるものである。しかし、こうした原則は、経済的にほぼ同等な力を保持する国家間の貿易関係にのみ適用可能なものに過ぎない。経済的に無視し難い格差の存在する国家間の貿易関係においては、こうした原則の適用は、経済的弱者に對して不利に作用し、さまざまな経済的不利益をもたらすものである。第二に、貿易の拡大を阻害する障壁は多岐にわたつてゐるが、GATTが対象としているのは、その一つに過ぎない関税障壁のみである。GATTは、それ以外の、い

わゆる非関税障壁等に対しても無力である。その意味で、GATTは貿易の拡大に対して十分に機能することができない。第三に、GATTは西欧先進諸国を主要メンバーとするものであり、社会主義国および開発途上国は例外的かつ周辺的な存在にとどまっている。その意味で、GATTはユーバーサルなものとはほど遠い存在であり、"金持ちクラブ" (Rich Man's Club) 的性格を強く保持するものである。

② GATTは、本来暫定的なものが、緊急避難的に常設化されたものである。それは、近代的国際組織としての基本的要件を具備するものではない。従って、GATTは、多様化し、より一層複雑なものとなつてゐる国際貿易の諸問題に対して、十分な対応能力を保持するに至っていない。

③ GATTにおける関税引き下げ交渉は、基本的には先進諸国間の利害調整を目的とするものであり、交渉においては開発途上国の利害に対して十分な配慮がなされていない。そもそも、相互主義原則に基づいて、それぞれの国々が品目毎にバイラテラル・ベースで関税引き下げ交渉を行う、という方式においては、交渉の主導権はペーニング・パワーにおいて優位にたつ先進諸国によつて独占されており、開発途上国は客体的存在にとどまるに過ぎない。さらだ、開発途上国が、GATT締約国となる場合に要求される一定の条件 (Entrance Fee) は、開発途上国に対して大きな負担を強いるものとなつてゐる。

このように、GATTに対する批判が開発途上国において肥大化するにとどまない、それと逆比例する形で流産に終つた国際貿易機関に対する期待が増幅されていつたのである。国際貿易機関は、"負の存在" としてのGATTに対して、"正の存在" として位置付けられるようになつたのである。それは、一面において開発途上国の願望的思考を反映するものでもあつた。

(2) 国連の経済的・社会的協力システムに対する批判

国連は、既述のように、経済的・社会的次元における国際協力の促進を主要目的の一つとして掲げるものであつ

た。従つて、そのような国連に対し開発途上国、とりわけ新興独立国が強い期待を寄せるようになったのは、きわめて自然なことであった。新興独立国は、自國の「經濟的」独立へ向けての努力に対し、国連の經濟的・社会的協力システムが側面からさまざまな支援の手をさしのべてくれるものと期待したのであった。

こうして、開発途上国は国連の經濟的・社會的協力システムの中核的存在としての総会（第一委員会）および、専門的機関としての經濟社會理事会に對して熱い視線を注ぐこととなつたのである。そして、こうした開発途上国の強い期待は、國際貿易秩序形成に中心的役割をはたすものと想定されていた國際貿易機関が幻に終ることによつて一層増幅されていったのである。開発途上国は、総会、とりわけ經濟社會理事会が國際貿易機関の機能を代行して、國際貿易秩序の形成に積極的な役割をはたすことを期待したのであった。

しかしながら、こののような開発途上国の強い期待は、結局のところ幻滅をもたらすことどもつた。それは、以下のようない由によるものである。第一に、本来、國際貿易機関によつて包括的に處理されるものとされていて貿易に関する諸問題が、国連諸機関によつて分散的に處理されることとなつたからである。⁽⁵²⁾ 第二に、GATTは、國際貿易機関とは異なり国連の専門機関となることなく、国連システム外の組織にとどまつた。その結果として、必然的にGATTに対する国連の影響力は低下することとなつたのである。⁽⁵³⁾ 第三に、そもそも先進諸国は、国連の枠組みの中で國際貿易の問題を取り上げること自体に對してきわめて消極的な態度をとつたのであった。先進諸国は、國際貿易の問題はGATTの枠内で処理すべきである、との立場を固持したのであった。⁽⁵⁴⁾ 「国連は、創設以来、經濟的・社會的領域における國際協力を主要な目的とした。しかしながら、創設者の意図した國際協力とは、南北間の格差を正を試みると、国連を通じて世界の富の再配分をはかるというのではなかつた。まして、世界經濟の構造改革を手がけることなどは、まったく念頭になかつた。むしろ、当初の国連が目指したのは、戦前の自由主義的經濟体制への復帰であり、自由貿易の遵守であつた」のである。

総会（第一委員会）、および経済社会理事会における議論において、主要な議題とされたのは、冷戦状況を反映して、経済復興の問題、東西対立の問題等であった。それと比較した場合、開発途上国の問題は、マージナルな議題として位置付けられるに過ぎなかつた。本来、開発途上国の問題が重点的に討議されるべき経済社会理事会においても、世界経済の問題が全般的に取り上げられるにとどまつたのであつた。⁽⁵⁵⁾

この現実に直面して、開発途上国は国連の経済的・社会的協力システムのあり方に對して徐々に不満を抱き、それを批判するようになつていつた。そして、こうした批判は特に経済社会理事会に對して集中的に投げかけられるようになつた。そこで特に問題とされたのが、経済社会理事会の構成国数であつた。経済社会理事会は、発足以来、総会によつて選出された一八カ国から構成されてきた。しかし、これに對して、開発途上国は Not Representative、すなわち開発途上国の数の飛躍的増大という国連の新しい現実を反映するものではないとして批判し、構成国数の大幅増員を要求したのであつた。開発途上国は、それによつて経済社会理事会を国連加盟国の総意を十分反映するものぐと転換させるべきだと主張したのであつた。⁽⁵⁶⁾

（三）挑戦

開発途上国、GATT および国連総会、国連経済社会理事会に対する批判は、それがパワーによつて基礎付けられるものでない限り、国際社会、より直接的には先進諸国からは単なる “ノイズ” として処理される運命にあつた。実際、先進諸国の多くは、既存の国際経済秩序に対する開発途上国の批判に對して無視の立場をとるものであつた。

開発途上国が、その数を飛躍的に増加させ、国際社会、とりわけ国連総会の場において一大コーカスを形成し、強力な発言力を保持しうるようになつてはじめて、先進諸国は開発途上国の批判に對して耳を傾けるようになつた。

のである。⁽⁵⁸⁾ それは、先進諸国にとって、開発途上国が無害な環境要因から、一步進んで潜在的撹乱要因へと転化したこと⁽⁵⁹⁾を物語るものであった。開発途上国は、国連総会等における投票において共同歩調をとることを通じて、その数をパワーへと昇華させ、それによつて先進諸国に対してプレッシャー行使するようになつたのである。それは、「ボーティング・パワー・ポリティックス」⁽⁶⁰⁾「ブレッシャー・ポリティックス」と呼ばれる新しい政治現象の出現を意味するものであった。

こうして、開発途上国の、既存の国際経済秩序、より直接的にはGATTおよび国連における経済的・社会的協力システムに対する批判は、無視しえない挑戦として先進諸国、ひいては国際社会において取り上げられるようになつて行くのである。すなわち、⁽⁵⁹⁾〈貿易と開発〉の問題が、国際社会が処理すべき重要なアジェンダを構成するものとして位置付けられて行つたのである。

ところで、このような開発途上国の挑戦においてカタリスト的役割をはたし、そのパワー・アップに寄与したのがソ連および、それと共に歩調をとつた東欧社会主義国であった。

ソ連は、第一次大戦後の一時期、開発途上国に対する関心を示すものではなかつた。ところが、一九五〇年代初頭以降、ソ連は徐々に開発途上国に対する関心を向けるようになつたのである。そして、こうしたソ連の開発途上国に対する関心は、一九五三年のスターリンの死後、一層強いものとなり、やがてソ連は開発途上国の諸問題に対して積極的にコミットするようになったのである。⁽⁶⁰⁾「とくに一九五五年以降、ソ連は大戦後独立した、中立的な開発途上国に対する大規模な経済援助にのりだし、これらの国々に先進資本主義諸国との結びつきを弱め、またこれらの国々に政治的・社会的発展に対するソ連の影響力を増大させるためのダイナミックな対外政策を展開した」⁽⁶¹⁾のである。そして、その一環としてソ連・東欧社会主義国は、開発途上国⁽⁶²⁾の批判・挑戦をいわば先取りする形で、GATT体制および国連の経済的・社会的協力システムに対する攻撃を繰り返して

いったのである。

こうしたソ連・東欧社会主義国の動きの背後にはさまざまな狙いが交錯していた⁽⁶²⁾が、いずれにせよ、それは開発途上国の既存の国際貿易秩序に対する挑戦にとって、いわば突破口を切り拓くという役割をはたしたものであった。

V 展開の軌跡

国連貿易開発会議最終議定書は、会議開催の契機となつた出来事を次のように記述している。

「一九六一年一二月第三週、国際連合総会は、一九六〇年代を『国際連合開発の十年』と指定すると同時に、事務総長に対し、国際貿易問題に関する国際会議開催の是非につき加盟国と協議することを要請した。一つの決議（一七〇七〔XVI〕および一七一〇〔XVII〕）はいずれも、憲章の経済面の目的達成が、国際経済協力への大胆な新計画によって、一層促進されるとの確信に発しているものである。そして国際連合貿易開発会議はこの確信に由来するものであった。」⁽⁶³⁾

この指摘からも窺われるようすに、国連貿易開発会議の開催は、直接的には一九六一年末の国連総会決議を契機とするものである。すなわち、この決議を引き金として、国連貿易開発会議開催をめぐる政治過程が展開されることとなつたのである。

とはいっても、こうした決議の採択は、決して唐突に行われたものではない。それは、国際社会における経済的・社会的協力促進の中心的機関となることを通じて、すべての人民の経済的・社会的発達を促進する、という国連の目的を実現するためには、もはや従来の試みとは根本的に異なる、新たなアプローチが不可欠である、という強い確信に促されるものであつた。⁽⁶⁴⁾ そして、そのような確信（国際世論）は、一九五〇年代後半、国連総会および国連経済社会理事会を舞台とした一連の討議を通じて徐々に醸成されたものであつた。その意味で、国連貿易開発会議開

催をめぐる政治過程は、その起源を一九五〇年代後半にまで遡ることができるのである。

以下、国連貿易開発会議開催をめぐる政治過程を胎動期（一九五〇年代後半）と激動期（一九六〇年代前半）⁽⁶⁵⁾と区分して、それぞれの時期における展開の軌跡を探つてみることにしよう。

(+) 胎動期（一九五〇年代後半）

この時期においては、国連総会および国連経済社会理事会を舞台として、国際貿易にかかる諸問題が、とりわけGATTとの関連において討議され、さまざまな決議が採択された。⁽⁶⁶⁾

また、国連における動きと微妙に交錯する形でGATTにおいても自己変革の動きが徐々に模索されていった。⁽⁶⁷⁾

とはいっても、この時期においては、国連貿易開発会議開催の問題が具体的に議論されるまでには至らなかつた。そこでは、あくまでもGATTを中心とする既存の国際貿易秩序、さらには国連における既存の経済的・社会的協力システムの問題点の検討が中心課題とされたのであつた。もっとも、その過程において以下のような新たな認識、すなわち、①開発途上国にとって、輸出（貿易）、とりわけ一次産品輸出が“開発のエンジン”として重要な役割を担つている。②GATTは、さきほどの根本的矛盾を内包している。③国際貿易秩序の基本的なあり方について、国際社会全体が再検討を迫られている。——等が国際的コンセンサスとして結実していったのは特筆に値する出来事であった（認識レベルでの変化）。その意味で、この時期は、一九六〇年代前半の激動期へ向けての準備期間、環境整備の期間として位置付けることができよう。以下、主な動きは次の通りである。⁽⁶⁸⁾

(1) 国連

「一九五四年」

(A) 経済社会理事会

国際貿易の促進、具体的には東西貿易の促進が大きな争点であった。

まず、ソ連が、社会・経済体制を異にする国家間の貿易の正常化・貿易障壁の撤廃のための諸措置の検討を目的とする「国際専門家会議」の開催を求める決議案を提出した。これに対して、貿易障壁の除去については既にGATTが機能している等を論拠として、オーストラリア、アルゼンチン、ベルギー、エクアドル、フランス、イングランド、ノルウェー、イギリス、アメリカ等が反対の立場をとり、結局、このソ連決議案は否決された。⁽⁷⁰⁾

他方、国連事務総長に対して、①国際貿易の拡大を阻害している諸要因を検討し、②その結果を次年度の「世界経済報告」(World Economic Report)に掲載する——ことを求めたイギリスの決議案は、修正の上、全会一致で採択された。⁽⁷¹⁾

(B) 第九回国連総会

第二委員会において、国際貿易拡大の問題が討議され、ソ連を中心とする社会主義国（チエコスロバキア、ポーランド等）から、総会が国連加盟国に対して、貿易制限措置の撤廃を求めるよう訴えた決議案が提出された。それは、アメリカを中心とする西側諸国の対共産圏貿易制限措置の緩和・撤廃を狙いとするものであった。

しかし、この決議案は否決され、かわって、経済社会理事会・八月四日決議（前述）の再確認を求めた決議案（オーストラリア、ブラジル、カナダ、コロンビア、エクアドル、フランス、トルコ、イギリス、アメリカ、ベネズエラ、ユゴスラビアの共同提案）が、第二委員会、さらに本会議において採択された。⁽⁷²⁾

〔一九五五年〕

(A) 経済社会理事会

国際貿易の促進に関して、次のような決議案が提出され、討議された。

まず、ソ連が二つの決議案を提出した。第一の決議案は、国連の枠組みの下に国際貿易機関の設立を求めるもの

であり、それは具体的には、経済社会理事会に対し、①国連加盟国政府に対して国際貿易機関憲章の批准を求める。②国連事務総長に対して、国際貿易機関第一回通常総会開催のための準備作業に着手することを求める。——ことを求めるものであった。

また、ソ連の第二の決議案は、国際貿易の障壁撤廃を求めるものであり、具体的には、経済社会理事会が、各区政府に対して輸出の差別・規制措置の廃止を強く勧告する、ことを求めるものであった。

他方、このようなソ連決議案と並行して、イギリス、トルコが国際貿易の拡大に関する共同決議案を提出した。そこで、以上の諸決議案を一括して討議、修正の上、最終的には、一一〇の決議（「世界貿易の拡大」に関する決議および「地域貿易についての協議」に関する決議）から構成される決議案が採択された⁽⁷⁴⁾。それは、各区政府に、①世界貿易の拡大のために有効に機能している既存の国際機関に対して、従来通りの支持を与える。②開発途上国の開発に対する特別なニーズに適切な考慮を払いり、貿易制限／差別措置の軽減あるいは撤廃を図る。③自国の貿易政策が他国、とりわけ比較的少数の一次産品輸出に依存している開発途上国に対して与える打撃を十分考慮に入れた上で、貿易政策の展開を行う。——等を求めるものであり、それはさらに、地域経済委員会に対して、④世界貿易の拡大のために、より緊密な協議を行うことを求めるものであった。

次いで、年末の再開会期においては、経済社会理事会は、国連事務総長に対して、貿易協力の促進に関する国際の手続き、および機関についての報告書を作成し、遅くとも一九五六年四月三〇日までに加盟国に提出することを求めた決議案を全会一致で採択した⁽⁷⁵⁾。

〔一九五六〕

(A) 経済社会理事会

国連事務総長の報告書「貿易協力のための国際的機構」(International Machinery for Trade Co-operation) を

めぐって活発な論議が展開された。そこで、特に争点となつたのが、貿易協力のための国際的機構の設立問題であった。そして、八月九日、全会一致で以下の二つの決議案が採択された。⁽⁷⁶⁾ 第一の決議は、「貿易協力発展のための諸手段」と題するもので、それは国連加盟国政府に対して、貿易協力のための国際的機構に関する国連事務総長報告書に対してコメントを寄せるよう求めたものである。また、第一の決議は、「開発途上国の経済発展に関する貿易および生産政策」と題するもので、それは、先進諸国と開発途上国との間の（生活水準や生産性の）ギャップが拡大しつつある、との認識に基づいて、先進諸国政府に対して、開発途上国に対する波及効果を考慮に入れた上で、貿易政策、生産政策を策定することを求めたものである。

(B) 第一回国連総会

第一委員会において、国際貿易拡大に関する諸問題が討議されたが、なかでも主たる争点となつたのは開発途上国の一⁽⁷⁷⁾次産品輸出問題、地域貿易グループ（関税同盟）の貿易拡大効果の問題、それに貿易協力のための国際的機構設立の問題であった。これらの諸問題は、いずれも各国の利害に直接関連するものであり、合意の成立は容易ではなかつた。そして、討議の過程で以下の四つの決議案が提出されたのである。

第一の決議案は、ソ連が提出したものである。それは、①国連の枠組みの下に、国際貿易のための機関を設立すること。および②開発途上国の国民経済の自立化のための経済協力の推進。――を主要議題とする「世界経済會議」を、総会が招集することを求めたものである。

もつとも、このソ連決議案は途中で撤回された。それは、経済社会理事会に対して、一九五七年夏の第二四会期において、「世界経済會議」開催問題を討議することを求めた、ポーランド、ユーゴスラビア共同提案による決議案（第一の決議案）を支援する狙いをもつものであった。とはいへ、この共同決議案も、結局は第一委員会において否決されたのであつた。⁽⁷⁸⁾

第三の決議案は、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、デンマーク、フィリピン、イギリス、アメリカの共同提案によるもので、それは第一委員会で修正を経た上で、本会議において採択された。⁽⁷⁹⁾ それは、国連加盟政府に対し、貿易障壁の軽減、および「貿易協力機関」(Organization for Trade Co-operation)設立のための努力を求めたものであり、それはまた以下のようない本的基本的認識に依拠するものであった。——①開発途上国、とりわけごく少数の一次産品の輸出所得に依存している開発途上国にとって、高水準かつ安定した貿易の展開は、経済発展を実現する上で死活的な重要性をもつていて、②国際貿易に関する既存の諸機関および諸協定は、貿易問題、および、それに関連する諸問題を処理する上で、有効な枠組みとして機能しており、それらは有意義な活動を展開してきている。③機能や活動が重複した機関を設立することによって、資源の浪費、および既存の機関の弱体化、といった事態がおこるようなことがあつてはならない。——

第四の決議案は、アフガニスタン、ボリビア、ラオス、ネパール、パラグアイの共同提案によるものである。それは、内陸国の貿易促進のための特別措置を求めるものであり、大きな争点となることもなく、第一委員会、さらに本会議において採択された。⁽⁸⁰⁾

〔一九五七年〕

(A) 経済社会理事会

貿易協力のための国際的機構の設立問題に関して、各国から寄せられたコメントをめぐって討議が行われた。

各国のコメントの大勢は、既存の制度(GATT)が十分に機能している、とするものであった。しかし、他方、GATTのメンバーシップおよび活動領域、それにGATTと他の諸機関の活動の調整に関して根本的な疑問を提起し、新たに国際貿易に関する機構を設立すべきである、とする見解も表明された。

このような状況下において、まずソ連が、国連の枠組みの下に、国際貿易の問題を取り扱う国際的機構を設立す

ることを主張し、そのための措置を速やかにとることを求める決議案を提出した。他方、これに対抗して、ブラジル、カナダ、オランダは、既存の国際的機構の下で、より一層の協力を促進すべきである、とする修正決議案を提出した。

いうまでもなく、国際貿易拡大のために一層緊密な協力関係を推進すべきである、という点については各国間にコンセンサスが成立していた。問題となつたのは、その具体的方策についてであった。すなわち、既存の機関（GATT）の改善・強化を主張する立場と、新たに国際機関を設立すべきである、とする立場とが真向から衝突したのであつた。

しかし、最終的には妥協が成立した。すなわち、国連事務総長に対して、貿易協力の分野における展開、とりわけ貿易協力のための国際的機構に関する展開に対して引き続き検討を加え、新たにコメントを寄せた国の見解をも考慮に入れた上で、一九五八年夏の経済社会理事会に対して、再度報告書を提出するよう求めた決議案が全会一致で採択されたのである。⁽⁸²⁾

(B) 第二回国連総会

第一委員会において、貿易協力促進のための国際的機構のあり方をめぐって活発な議論が展開された。

議論の一方の極に位置したのが、貿易協力の中心となるべき国際機関を新たに設立すべきである、とする立場であり、貿易協力のための国際的機構に関する専門家会議の開催を求めたブルガリア決議案は、このような立場を代表するものであつた。

他方、その対極に位置したのが、既存の貿易機関の機能を肯定的に評価する立場であり、「貿易協力機関」協定の速やかな批准を求めたアルゼンチン、オーストラリア、デンマーク、アイスランド、日本、ノルウェー、ペキスタンの七カ国共同提案による決議案は、このような立場を代表するものであつた。

こうして、最終的にはブルガリア決議案は撤回され、七カ国共同決議案が修正の上、第一委員会、さらに本会議において採択されたのである。⁽⁸³⁾「国際貿易の拡大」と題するこの決議は、①国際貿易に関する既存の機関および協定は、これまで十分に機能してきている。②とはいへ、常設的国際機関として「貿易協力機関」が設立されれば、その活動は一層強化されることになる。——との基本的認識に基づいて、国連加盟国政府に対して「貿易協力機関」協定の早期批准を求めたものであった。

〔一九五八年〕

(A) 経済社会理事会

貿易協力のための国際的機構に関する国連事務総長の報告書をもとに討議が行われた。⁽⁸⁴⁾その過程で、ソ連が、一九六〇年に第二回、国連貿易雇用会議を開催することを求めた決議案を提出した。

しかし、このソ連提案に対しても、インドネシア、オランダ、パキスタン、イギリス、アメリカ等から、その有効性に関して強い疑惑が表明され、最終的には、ソ連は決議案を撤回した。

(B) 第一三回国連総会

第一委員会において、開発途上国の貿易問題が討議された。その過程で、チエコスロバキア、ルーマニアの共同提案による決議案が修正の上、第二委員会、さらに本会議において採択された。⁽⁸⁵⁾それは、経済社会理事会に対し、国際貿易の拡大、とりわけ開発途上国の国際貿易の拡大のための諸方策に関する研究を継続し、かつ、その結果を総会に対して報告することを求めたものであった。

〔一九五九年〕

(B) 第一四回国連総会

第一委員会において、ブルガリア、チエコスロバキア、ポーランドの共同提案による決議案をめぐって活発な議

論が展開された。

この三ヵ国共同決議案は、二部から構成されるもので、第一部は、総会に対して、国連の枠組みの下に統一的・普遍的な国際貿易機関の創設を支持する旨を明らかにする、ことを求めたものであった。第二部は、先進諸国と開発途上国との間の貿易の拡大に関する諸方策を内容とするものであった。

このような決議案に対しては、各国から強い疑問が投げかけられた。そして、インド、イラク、リベリア、ニュージーランド、イギリス等を中心として妥協工作が進められ、最終的には三ヵ国共同決議案は一度にわたる修正の上、第一委員会、さらに本会議において採択された。⁽⁸⁶⁾ それは、原案通り二部から構成されるもので、第一部においては、①経済システムの相違をこえて、貿易の拡大を図ることが謳われ、かつ②国連事務総長に対して、貿易協力の促進、特にそのためのアレンジメントに関して報告書を作成し、経済社会理事会および国連総会に対して提出する、ことを求めたのであった。また、第二部においては、①互恵・無差別原則に基づいて、一次産品市場の安定化、および先進諸国と開発途上国との間の貿易の促進を図ることの必要性が謳われ、かつ②先進諸国から開発途上国に対する生産財輸出の促進、が求められたのである。

(2) GATT⁽⁸⁷⁾

「一九五四年・一九五五年」

一九五四年一〇月二八日～一九五五年三月七日、第九回締約国国会議（総会）が開催され、そこでは過去七年間の経験を基礎として、GATT規定の全面的再検討が試みられた。その結果、以下の二つの方向性が新たに打ち出された。

第一は、「貿易協力機関」協定の締結である。それは、GATTの国際組織としての機構上の不備を補うことを目的とするものであり、「貿易協力機関」は、GATTの運営を主たる任務としつつ、それ以外に国際貿易交渉の

主権、貿易に関連する諸問題についての政府間協議の場の提供等の役割を担うものとされた。⁽⁸⁸⁾

もともと、この「貿易協力機関」協定も、結局は保護主義的傾向の強いアメリカ議会（上院）の強い反対にあり、発効要件を満たすまでに至らず、国際貿易機関憲章と同じ運命をたどることとなつた。⁽⁸⁹⁾

第二は、GATT規定中、開発途上国に関する唯一の規定である第一八条の改訂である。⁽⁹⁰⁾そこでは、規定の全面的な見直しが語られたが、結局はそれも「途上国問題と正面から取り組んでGATT規定に根本的改正を加えようとしたものではなく、発足以来の経験に基く不都合な部分の修正であつて、本質的にGATTの基本原則の再確認にすぎない（かゝた）」⁽⁹¹⁾のである。

〔一九五八年〕

一九五八年一〇月、「国際貿易の諸基調」(Trends in International Trade)と題する報告書（ハーベラーリ・リポート）がGATT事務局より公表された。⁽⁹²⁾それは、開発途上国の輸出の停滞を指摘し、その原因を開発途上国輸出產品に対する先進諸国（関税障壁等）の設定に求めようとするのであった。

同報告書を受けて、GATTは「貿易拡大計画」(Programme for Trade Expansion)を策定し、IIIつの委員会を設置した。すなわち、関税引き下げ交渉を検討する第一委員会、農産品貿易を検討する第二委員会、そして開発途上国の輸出拡大を検討する第三委員会が、それぞれ設けられたのである。こうして、開発途上国の貿易問題は、第三委員会を中心として検討されるようになったのである。⁽⁹³⁾

〔二〕 激動期（一九六〇年代前半）

一九五〇年代後半は、認識レベルにおいて変化がもたらされた時期であった。これに対して、一九六〇年代前半は、行為レベルにおいて激しい動きが展開された時期であった。すなわち、この時期においては、国連貿易開発会

議開催の問題が、理念をめぐる抽象的な討論の段階から、政策をめぐる具体的な政治の段階へと発展していったのである。その意味で、この時期において、はじめて国連貿易開発会議開催をめぐる政治過程が繰り広げられたとなすことができるるのである。

ところで、この時期における国連貿易開発会議開催をめぐる政治過程は、以下ののような特徴をもつものであった。

第一に、主要アリーナは胎動期と同様に、国連総会および国連経済社会理事会であった。しかし、それと並行して、国連の外においても、さまざまな政治が展開された。⁽⁹⁵⁾ そして、それは国連における政治過程に対して無視しえない影響力を及ぼすものであった。⁽⁹⁶⁾

第二に、国連貿易開発会議の開催が具体化するにつれて、それに対する各国の利害・思惑の食い違いが顕在化し、〈対立と協調〉関係の錯綜した複雑な〈コアリシヨン・ポリティックス〉が展開されていったのである。⁽⁹⁷⁾ 以下、主な動きは次の通りである。

(1) 国連

「一九六〇年」

(A) 経済社会理事会

国連が経済宣言を行うことの是非をめぐって討議が行われた。既述のように、国連憲章においては、経済的・社会的協力の促進が国連の主要目的の一つとして掲げられている。そして、その重要性については各國間に合意が成立していた。問題となつたのは、それをあらためて経済宣言という形で再確認することの是非であった。結局、この問題については賛否両論が対立し、合意が成立するまでには至らなかつた。

(B) 第一五回国連総会

第二委員会において、国連が経済宣言を行うことの是非をめぐって討議が行われ、その過程で以下の二つの決議

案が提出された。

第一の決議案は、イギリスが提案し、カナダ、コロンビア、マラヤ連邦、イタリア、ナイジェリア、ノルウェー、トルコの七カ国が共同提案国として名を連ねたもので、それは修正の上、第二委員会、さらに本会議において全会一致で採択された。⁽⁹⁸⁾ 同決議は、多くの国家が新たに国連加盟国となる、という新たな状況の下においては、経済的・社会的協力に関する国連憲章の基本原理を再確認することが不可欠となつた、との基本的認識に基づいて、国連の第一義的責務が開発途上国の経済的・社会的発展を促進することにある、と強調した上で、さらに、そのための具体的諸方策の実現を勧告するものであった。⁽⁹⁹⁾

第二の決議案は、ソ連が提出した「国際経済協力に関する宣言」（案）である。それは、社会システムを異にする国家間の平和共存の確保を謳つたものであるが、最終的には経済社会理事会での継続審議に委ねられることとなつた。

「一九六一年」

(A) 経済社会理事会

開発途上国の農産品輸出問題、およびEECの世界貿易拡大に対するインパクトをめぐって討議が行われた。まず、前者に関しては、開発途上国にとって農産品輸出が死活的重要性をもつものである点が強調され、先進諸国に対して開発途上国からの農産品輸入に対する各種の関税／非関税障壁を撤廃することが求められた。また、後者に関しては、エチオピア、ソ連等が、EECを差別的、かつ世界貿易拡大の動きに逆行するものとして批判したのに対し、フランス、イタリアが、それを根拠のないものとして反駁した。

こうして、最終的には、ブラジル、フランス、アメリカ、ベネズエラの共同提案による決議案が修正の上、全会一致で採択された。⁽¹⁰⁰⁾ それは、農産品貿易促進（開発途上国の農産品輸出の促進）のために、先進諸国に対して過度

の国内農業保護政策を修正すること、さらには外国からの農産品輸入に対する差別的措置の軽減・撤廃を求めるものであった。⁽¹⁸⁾

(第一回非同盟諸国首脳会議)

第一六回国連総会開始直前の九月一日～六日、ユーゴスラビアのベオグラードにおいて第一回非同盟諸国首脳会議が開催された。参加国は、アジア・アフリカ諸国を中心とする二五カ国⁽¹⁹⁾であり、またボリビア、ブラジル、エクアドルのラテンアメリカ諸国がオブザーバーとして参加した。

会議は、閉会にあたって宣言を採択したが、それは政治的問題に加えて、経済的問題にも言及するものであった。すなわち、宣言は、次のように開発途上国問題を討議する国際会議の開催を求めるものであった。

「21 ……参加者は、さらに、経済的低開発諸国にとって公正な交易条件、とりわけ、一次産品貿易における極端な変動と、新たに発展しつつある諸国の貿易と収入にたいして悪影響を及ぼす制限的措置と商慣行の廢絶にたいする建設的努力を要求することに同意する。……」

22 会議参加国は、発展の過程にあるすべての国にたいして、経済面における圧迫政策および工業化諸国との経済ブロックによって創出される有害な結果とに対峙するために、経済・通商分野において効果的に協力するよう勧告する。参加国は、すべての関係諸国にたいして、自らの共通の問題を討議し自らの発展を危うくするおそれのあるすべての損害を排除する方途と手段にかんする合意に到達するための国際会議をできるだけすみやかに招集することを考慮するよう勧告する。また、この国際会議は、かれらの経済的・社会的発展の実現を確保するためのもとも効果的な措置につき討議しかつ合意するものである。」

また、国連安全保障理事会および国連経済社会理事会の構成についても、次のような主張がなされた。それ

は、国連システムにおける開発途上国の発言力の強化を狙いとするものであった。

「24 会議参加国は、国連総会が……安全保障理事会および経済社会理事会の構成を拡張し、その結果、この総会のもつとも重要な二つの機関の構成および作業が国連の必要性とその構成国（^西）の拡大と調和のとれたものとなるようにするという問題への解決を見出すことが緊要であると考える。」

(B) 第一六回国連総会

第一委員会において、国際貿易の拡大、とりわけ開発途上国の貿易拡大の問題が討議され、その過程で以下の二つの決議案が提出された。

第一の決議案は、アルゼンチンを中心とするラテンアメリカ諸国（ブラジル、ボリビア、コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ペルー、ウルグアイ）の共同提案によるものである。それは、①先進諸国、特に地域経済ブロックを形成しつつあるE E C諸国に対して、開発途上国の一次産品輸出、とりわけ農産品輸出の促進のための特別の優遇措置の実施を求める。②国連事務総長に対して、開発途上国の原材料および農産品の輸出条件改善のための国際会議開催の必要性について各國政府と協議することを求める。——等を骨子とするものであった。⁽¹⁰⁾

第二の決議案は、チュニジアを中心とするアフリカ諸国（中央アフリカ共和国、チャド、ラザビルコンゴ、レオポルドビルコンゴ、エチオピア、ギニア、リビア、マリ、モロッコ、ナイジェリア、セネガル、シエラレオネ、スエズ、トーゴ、アラブ連合）およびインドネシアの共同提案によるものである。それは、①先進諸国に対して、開発途上国からの輸入に対する制限措置の撤廃を求める。②国連事務総長に対して、国際貿易拡大のための国際会議の仮議題を作成し、経済社会理事会および国連総会に提出することを求める。——等を骨子とするものであった。⁽¹¹⁾ところで、これら二つの決議案は、表面的にはよく似ていたが、その狙いとするところは微妙に異なるものであ

つた。すなわち、第一のラテンアメリカ決議案は、EECの内部志向性に対する牽制を目的とするものであり、それはラテンアメリカ諸国との対EEC農產品輸出の確保を狙うとするものであった。そこでは、国際貿易拡大に関する国際会議開催の問題は、あくまでも先進諸国の注意を喚起するための切れ（ペーパーライフ・カード）として提起されたに過ぎなかつた。

他方、第二のアフリカ決議案は、ラテンアメリカ決議案をさらに一步進めたものであり、それは国際貿易秩序全体の再検討、さらにはそのための具体的な第一歩としての国際会議の開催を目的とするものであった。そこでは、会議の開催それ 자체は当然のこととして主張されたのである。それはまた、グローバルでの第一回非同盟諸国首脳会議の宣言を国連の場を通じて具体化しようという政治的効果を狙つたものでもあつた。あるいは、それは会議を開発途上国の立場を十分に反映した貿易原則を持ち出す絶好の機会としようとするものでもあつた。⁽¹³⁾

こうして、二つの決議案をめぐって加盟国が一分かれ、激しい駆け引きが繰り広げられた。そして、最終的にはアフリカ決議案がさもさも修正を受けた上で、第一回委員会、さらに本会議において全会一致で採択された。⁽¹⁴⁾

「経済開発の重要な手段としての国際貿易」(International Trade as a Primary Instrument for Economic Development) へ題するるの決議は、国連事務総長に対し、①国際貿易問題、とりわけ一次産品市場に関する諸問題についての国際会議を開催することの可否について、国連加盟国および国連専門機関加盟国と協議の上、その見解を徴し、②その結果を、経済社会理事会第三回会期（一九六一年夏）、および第一七回国連総会に報告する。——ことを求めることを骨子とするものであつた。

ふじわら、第一六回国連総会では、いま一つ重要な決議が採択された。それは、「国連開発の一〇年」(United Nations Development Decade) 決議である。同決議は、アメリカのケネディ大統領の提案に基づいていたのであり、

第一回委員会および本会議での活発な討議を経て、さまざまの修正を経た上で全会一致で採択された。⁽¹¹⁾それは、一九六〇年代を「国連開発の一〇年」と指定することによって、経済発展のための国連の諸活動を一層強化しようという目的をもつものであった。

【一九六二年】

（国際貿易会議開催に関する国連事務総長サーベイ）

国連事務総長は、総会決議に基づいて国際貿易問題をテーマとする国際会議開催の可否について各國政府に対してコメントを求めたが、それに対する回答が春から夏にかけて、総計六六カ国から寄せられた。⁽¹²⁾

回答の大勢は、会議開催を支持するものであり、その内訳は、会議開催に賛成の国四五カ国、反対の国一八カ国、その他三カ国であった。具体的には、開発途上国の大多数と社会主義国は賛成の立場をとり、他方、先進諸国の大半は反対の立場をとるものであった。また、ギリシア、日本、スウェーデンの三カ国は Non-Commitment (No Objection) の立場をとったのである。

会議開催に対する以上の三つの立場は、具体的にはそれぞれ次のようないくつかの回答に代表されるものであった。

〔賛成〕

ブラジル「ブラジル政府は、世界貿易問題を討議するための国際会議の開催は、当を得たものであると同時に、時宜を得たものもあると考える。そして、必要とされる準備作業が可及的速やかに着手されるべきであると信ずる次第である。……」

ガーナ「ガーナ政府は、そのような会議を開催することに賛成する。そして、ガーナ政府は、下記の諸問題が会議において討議されることを希望する。(a) 経済統合の国際貿易、特に開発途上国貿易に及ぼす効果。(b) 開発途

上国¹⁾の加工製品および工業製品の、先進国市場に対するアクセス。(c)一次産品価格安定化制度。(d)ハバナ憲章の修正および採択の可能性。……」

ソ連「ソ連政府は、貿易問題、特に一次産品市場に関する貿易問題についての国際会議を招集することは当を得たものであると考える。なお、会議の仮議題のなかに以下の諸問題を含めることができが希望されよう。——国際的な貿易機関の創設・西ヨーロッパ諸国における閉鎖的な経済統合が国際貿易に及ぼすマイナスの効果・貿易上の差別撤廃。……」

ユーロスラビア「……開発問題についての国際経済会議の招集は、重要な前進となる。従つて、ユーロスラビア政府は、そのような会議の招集は当を得たものであり、かつまた必要なものであると考える。……（中略）……ユーロスラビア政府は、経済発展の問題を討議する国連国際経済会議の招集が必要であることを強く確信しており、かつそのような会議が一九六二年後半あるいは一九六三年初頭に招集されるべきである旨を強調するものである。」

〔反対〕

フランス「……フランス政府は、一次産品市場の状況、および経済が一次産品市場に大きく依存している国々の状況を改善することを目的とするいかなる努力あるいは討議にも参加するものである。……懸案となっている国際会議——それは一次産品市場にかかる諸問題を深く検討しようとするものであるが——については、フランス政府は、（FAO、GATT等の場における討議の結論が出るまでは）開催しない方が妥当であると考える。一般的にいって、一次産品問題、およびその他の国際貿易にかかる諸問題に関しては、フランス政府は、……この種の会議の開催が現実的な結果を達成するための最善の方法であるとは必ずしも確信しない次第である。」イギリス「……世界貿易の諸問題についての討議は、特にそれを目的として設立された既存の諸機関において

行われるのが最も意義あるものとなる。……現時点においては、国際貿易会議が世界貿易の諸問題の解決に貢献するとは考えられない。会議開催の結果、既存の諸機関の活動に屋上屋を重ねる、ということになる可能性が高いのである。……」

アメリカ「……もし、現時点において世界貿易会議を招集することが、一次産品問題、開発途上国の貿易問題の改善へ向けての前進をもたらすと信ずるにたるだけの理由が存在するのであれば、アメリカ政府は、そのような会議招集の提案を歓迎し、それに全面的支持を与えるである。しかしながら、一般的な性格をもつた世界貿易会議を開催することによって、目下焦眉の国際貿易問題についてなされている活動の間隙を効果的に埋めることができるとは思われない。問題の解決のために、一般的な貿易会議ではなく、より詳細な、専門家による分析が不可欠なのである。……アメリカ政府は、……関係する機関からの具体的な要請がないまま、一般的な会議を招集することは最も賢明でないことと考える。アメリカ政府は、既存の活動状況、あるいは開発途上国の貿易状況のレビューを目的とするだけの一般的な会議を開催することは不必要であると考える。……（中略）……これまでにおいても、既に、かなりの部分において活動の重複がみられており、それは目的の混乱やエネルギーの浪費をもたらし、ひいては進歩を遅らせるという事態を招きかねないものとなっている。一次産品および貿易問題についての一般的な会議の招集は、こうした危険性を高めるだけである。……アメリカ政府は、いかなる種類のものであれ、世界貿易会議を招集しようという決定に対しても反対するものであり、かつ各国政府に対して、そのようなことを行うかわりに、一次産品および貿易の問題に対して第一義的に責任を有する既存の機関において、既に行われている作業の促進に専念することを促すものである。アメリカ政府は、問題の解決は、限られた期間においてすべての問題を討議しようという一回限りの国際会議によつてもたらされるものではなく、これら諸フォーラムにおける継続的な努力を通じて生み出されるものであると確信する次第である。」

〔Non-Commitment〕

ベウェーデン「ベウェーデン政府は、国際貿易問題、特に一次産品市場にかかる諸問題を討議」よへべ
会議の目的それ自体には反対するものではないが、活動の重複を避けることが不可欠であると考える。……」

(非同盟諸国 カイロ経済会議)

七月九日～一八日、エジプトのカイロで経済発展の諸問題に関する非同盟諸国会議が開催された。それは、一
九六一年九月の第一回非同盟諸国首脳会議のフォロー・アップを目的として招集されたものであり、正式参加国
三一カ国、オブザーバー五カ国の総計三六カ国が参加するものであった。また、この会議で注目されるのはラテ
ニアアメリカ諸国が積極的に参加したという事実である。ボリビア、ブラジル、メキシコは正式メンバーとして、
またチリ、エクアドル、ウルグアイ、ベネズエラはオブザーバーとして会議に参加したのであった。

会議は、一〇日間の討議の後、「カイロ宣言」を採択したが、そこでは国際貿易の拡大に関して以下のような
主張が行われた。⁽¹⁴⁾

第一に、GATTに関して次のように語られた。

「34 会議は、発展途上諸国の輸出の展望を改善するためにGATTが採択した行動計画⁽¹⁵⁾を即時的かつ精力的に
履行するよう勧告する。

35 会議は、参加国政府にたいして、自らの共通の利益を擁護するためGATTの枠内で効果的に協力する
よう要請する。」⁽¹⁶⁾

第二に、EECに関して次のように語られた。

「37 会議は、制限的あるいは差別的に計画され、または運営される場合には、工業諸国の地域的経済集団が

発展途上国の利益にたいして有害な影響を及ぼすことがあるうどいう懸念を表明する。

38 会議は、国際貿易が平等および無差別を基礎として拡大されなければならないこと、ならびに、発展途上國の經濟および世界貿易の上に工業諸國の各種經濟共同体、団体がもたらす諸歸結を最小限度にするための行動がとられなければならないと考(レ)る。」

第三に、開発問題に関する活動に関連して次のように謳われた。

「56 会議は、参加諸国にたいして、すべての国家間の經濟的進歩を確保し平和を強化するために、国連およびその他の國際組織の内部において緊密に協力するよう要請する。

57 この意味で、会議参加諸国政府にたいして、国連の經濟的社會的諸活動を強化するよう勧告する。

58 会議は、『經濟的發展のための重要な手段としての国際貿易』と題する国連総会決議第一七〇七号（第一六回総会）に表明された国連のイニシアティブを歓迎する。

59 会議は、国連の枠内における国際經濟會議の開催を支持することを確固として宣言する。また、発展途上國にたいして、一九六三年の早い時期にこの会議を招集するための作業をすすめるよう要請する。

60 会議は、この国際經濟會議の議事には、發展途上諸国と先進諸国との間の国際貿易、一次產品貿易、經濟的諸關係にかんするすべての死活的重要性を有する諸問題がふくまれなければならないことを勧告する。」

そして最後に、会議は、議長に対しこの宣言が第一七回国連総会における独自の議題として取り上げられるよう、各國政府および国連事務総長に対して宣言を正式に送付することを求めたのである。

(A) 経済社会理事会

国際貿易會議開催についての国連事務総長によるサーベイの結果をもとに活発な議論が展開された。

全体の雰囲気は好意的であった。というのも、開発途上国の貿易問題について緊急に必要とされる措置がとられなければならない、という点においては合意が成立していたからである。⁽¹⁴⁾しかし、その具体的な方策、とりわけ国際貿易会議開催の問題については、会議の性格付け、権限、開催の時期および期間、討議すべき議題、準備作業の進め方等について多種多様な見解が表明され、特に開発途上国と先進諸国との間では見解の相違が顕著であった。

すなわち、インド、ユーゴスラビア、ブラジル、エチオピアの非同盟諸国カイロ経済会議参加国にセネガルを加えた五カ国は、ラテンアメリカ諸国（ウルグアイ、エルサルバドル、コロンビア）の支持を取りつけた上で、国際貿易会議開催に関する次ののような決議案を提出した。それは、経済社会理事会が、国連総会に対して、①一九六三年中に国際貿易会議を招集する、旨の決議を採択する。②決議においては、会議の議題として、国際貿易、国際一次産品市場、および開発途上国と先進諸国との間の経済関係に関する本質的問題を取り上げることを謳う。——等を勧告することを求めたものであった。

このような開発途上国の決議案に対して、アメリカ、フランス、イタリア等の先進諸国は激しく反発した。とりわけ、フランス、イタリアのEEC諸国は、会議がどのような形で開催されるにせよ、EECが攻撃の対象とされるのは必至として強硬に反対の立場を貫いた。

こうして、開発途上国五カ国の共同決議案をめぐって、開発途上国と先進諸国との間に激しいやりとりが行われた。⁽¹⁵⁾しかし、最終的には、アメリカが当初の反対の立場から、賛成の立場へと方向転換をすることによって、大勢は会議開催へと大きく傾いていったのである。こうして、先進諸国は、絶対反対の立場から、いかにして有利な形で会議を開催させるか、という条件闘争へと転じていったのである。⁽¹⁶⁾

その結果、開発途上国五カ国の共同決議案は、二度の修正を経た上で、全会一致で採択されることとなつた。⁽¹⁷⁾それは、①開発途上国の経済発展にとって、一次産品および工業製品の輸出／輸出所得の急速な成長が死活的重要性

をもつものである。②近年、開発途上国は一次產品価格の低落および先進諸国との交易条件の悪化に悩まされており、長期的な開発計画の実行が困難に陥っている。——とした上で、以下のように謳うものであった。——①経済社会理事会は、国連貿易開発会議の招集を決議する。②会議の議題および文書を検討するために、経済社会理事会構成国（一八カ国）の代表から構成される「準備委員会」（Preparatory Committee）を設置し、その第一回会合を一九六三年初春に開催する。③国連事務総長に対し、「準備委員会」のために、会議にとって適當と思われる文書および提案を用意するよう求める。④「準備委員会」に対して、経済社会理事会第三六会期に報告書を提出するよう求める。——

さらに、同会期においては、いま一つ重要な決議が採択された。⁽²⁴⁾それは、日本、アメリカ、ウルグアイの共同決議案を基礎とするもので、国連事務総長に対して、①少人数から構成される「専門家グループ」（Group of Experts）を任命し、②同グループに対し、一次產品問題にかかるさまざまの国際組織の活動についての評価報告書の作成を依頼し、③同報告書を、「準備委員会」に対して提出することを求める。——ことを求めるものであつた。⁽²⁵⁾それは、既存の国際組織の活動をサーキュラリ化することを通じて、貿易分野における活動の重複を回避しよう、という狙いをもつものであった。

(B) 第一七回国連総会

第一委員会を中心として、国連貿易開発会議開催の問題が討議されたが、そこで重要な争点となつたのは、会議の議題、開催時期、会議に招請される国の範囲等であつた。⁽²⁶⁾討議においては、国連貿易開発会議の開催それ自体が再び論議の対象となることはなかつたのである。といふのも、〈貿易と開発〉が密接に関連しており、国連貿易開発会議の開催は、この問題について国際社会が全世界的規模で取り組む絶好の機会を提供するものである、という認識が曲りなりにも各国間のコンセンサスとして成立していたからである。

第一の、議題の問題については、特に争点となつたのが国際貿易機関設立問題、およびEECに代表される地域経済統合体の貿易効果の問題であった。⁽¹³⁾ 第二の、開催時期の問題については、早期開催を主張する開発途上国の立場と、周到な準備期間を設けるべきとする先進諸国の立場とが対立した。⁽¹⁴⁾ 第三の、会議に招請される国の範囲については、会議への参加を希望する国はすべて招請されるべきとするソ連・社会主義国の立場と、会議参加国を国連加盟国、および国連専門機関加盟国に限定すべきとする先進諸国の立場とが対立した。⁽¹⁵⁾

こうして、さまざまな立場を反映した決議案が提出され、討議に付された。⁽¹⁶⁾ しかし、最終的には非同盟諸国から経済会議参加国を中心とする三五カ国共同決議案⁽¹⁷⁾ が討議の中心とされ、それは第二委員会および本会議においてさまざまな修正を経た上で採択された。⁽¹⁸⁾

それは、①世界の経済的・社会的進歩は、国際貿易の拡大に依存するところが大きい。②交易条件は、開発途上国に対する不利なものとなつていて、③世界全体の経済成長の促進および国際貿易における新たな、かつより適切なパタンを開拓するためには、貿易分野における国際協力の制度的枠組みの改善が必要である。——との基本的認識を謳つた上で、以下のような内容をその骨子とするものであった。——①国連総会は、国連貿易開発会議の招集を決定した経済社会理事会の決議を承認する。②国連総会は、経済社会理事会第三四回再開会期に対して、①「準備委員会」の構成国を一二二カ国追加して、三〇〇カ国とする。③「準備委員会」第一会期を一九六三年一月までに開催する。——ことを勧告する。④国連総会は、経済社会理事会に対して、国連貿易開発会議を一九六三年七月に開催予定の経済社会理事会第三六会期後でのできるだけ早い時期に、そしてまたどのようなことがあっても一九六四年初頭より後にならない時期に開催することを勧告する。⑤国連総会は、国連事務総長に対して、⑥国連加盟国、国連専門機関加盟国、および国際原子力機関加盟国を会議に招請する。⁽¹⁹⁾ ⑦会議事務局長を任命する。——ことを求める。⑧国連総会は、経済社会理事会および「準備委員会」に対して、会議の議題作成に関して以下の基本的

問題を考慮に入れるよう勧告する。①工業諸国が、個別的に、あるいは集団的に採用し、開発途上国の輸出および国際貿易全般の拡大に対して、それを阻害する効果を及ぼす関税上、その他の貿易障壁の漸進的撤廃措置。②国際貿易を取り扱う既存の国際機関が、開発途上国の貿易問題の解決のためにたしうる機能の再評価。——
また、第一七回総会においては、非同盟諸国カイロ経済会議の宣言（「カイロ宣言」）に関する決議も採択された。⁽¹³⁾
それは、①経済的・社会的発展の諸問題は、国際協力の精神に基づいて、かつ国連の枠組みの下において解決されるべきである、とする宣言の一般的アプローチを歓迎し、②国連加盟国、経済社会理事会、その他国連機関および専門機関が、経済的・社会的発展の分野における問題を処理するにあたっては、「カイロ宣言」の原則を考慮に入れることを勧告する。——等の内容をもつものであった。⁽¹³⁾

「一九六三年」

（国連貿易開発会議「準備委員会」第一会期）

一月二二日～一月五日、ニューヨークで「準備委員会」第一会期が開催された。構成国は、一九六二年末の経済社会理事会構成国一八カ国に、第三四回経済社会理事会再開会期において追加選任された一一二カ国を加えて総計三〇カ国であった。⁽¹³⁾

「準備委員会」においては、さまざまな問題が討議され、各国間に激しいやりとりが展開されたが、特に争点となつたのが会議仮議題の作成であった。一方において、ソ連、ブラジルが国際貿易機関設立問題を会議における重要な議題として取り上げることを主張した。これに対して、先進諸国は消極的な態度に終始し、主として手続き問題に議論を集中させ、実質的討議にはほとんど参加しなかつた。そして、このような膠着状況の下で、会議開催をスムーズに実現しようとする開発途上国が、ユーゴスラビア、ナイジェリア、アラブ連合、アルゼンチ

ン、インド、パキスタン等を中心として妥協工作に奔走し、その結果からうじて仮議題作成に関して合意を成立させることができた。それは、①国際貿易の拡大と経済開発のための貿易の重要性。②国際一次産品問題。③工業製品および半製品貿易。④開発途上国の貿易外取引の改善。⑤地域経済グループの意義。⑥国際貿易拡大のための融資。⑦国際貿易拡大に関する諸方策を実施するための制度的取り極め、方法および機関。——の七項目から構成されることとなつたのである。そして、この仮議題は、「準備委員会」第一会期での再検討を経た上で、経済社会理事会第三五会期に提出される運びとなつたのである。

ところで、第一会期において、いま一つ重大な争点となつたのが、「準備委員会」構成国の増員問題であった。というのも、一部の国々から、アジア諸国の代表がインド、パキスタンの二カ国のみに限定されており、それはバランスを失したものである、という批判が出されたからであった。そして、この問題については、さまざまな見解が表明されたが、最終的には「準備委員会」が経済社会理事会に対して、この問題を考慮に入れるよう勧告することで一応の結着をみたのであった。⁽¹⁴⁾

(A) 経済社会理事会

第三五会期（ニューヨーク・四月一日～四月一八日）において、国連貿易開発会議「準備委員会」第一会期の報告書が検討された。

理事会の大勢は、仮議題の作成を中心とする「準備委員会」の活動に対しても肯定的なものであり、「準備委員会」第一会期の報告書を“データ・ノート”する旨の決議が議長提案により採択された。⁽¹⁵⁾

これとは対照的に、「準備委員会」構成国の中員問題については、各国間に活発な論議が展開された。⁽¹⁶⁾ まず、日本、アメリカが、インドネシア、マラヤ連邦、オランダを「準備委員会」構成国に追加することを骨子

とする決議案を提出した。⁽¹⁵⁾これに対し、ソ連は、インドネシア、マラヤ連邦を追加することには賛成したが、オランダを追加する」とは新たなアンバランスを生み出すことになるとして反対の立場をとった。そして、これら三カ国に、新たにルーマニアを加えた四カ国を「準備委員会」構成国として追加選任することを内容とする決議案を提出した。また、フランス、イタリア、イギリス、ウルグアイ等は、「準備委員会」構成国の増員そのものに対して反対の立場をとるのみであった。

こうして、やまとおもな立場から議論が展開されたが、最終的にはインドの提出した決議案が採択された。⁽¹⁶⁾それは、経済社会理事会議長に対し、「準備委員会」の追加構成国をアジア諸国から「カ国指名する権限を与えるようとするものであり、この決議に基いて議長はマラヤ連邦とインドネシアを新たに「準備委員会」構成国として追加選任した。

（国連貿易開発会議「準備委員会」第二会期）

五月二〇日～六月一九日、ショネーブで「準備委員会」第二会期が開催された。構成国は三三一カ国。主たる議題は、「準備委員会」第一会期において作成された仮議題のより詳細な検討であった。そいだ、四〇のサブ・セミティーが設置されたが、最も活発な討議が行われたのが、制度的取り極めを討議した第IVサブ・セミティーにおいてであった。そいでは、「開発途上国の一次產品および貿易問題：制度的取り極め」（Commodity and Trade Problem of Developing Countries: Institutional Arrangements）と題する「専門家グループ」の報告書を基礎として議論が展開された。しかし、既存の諸機関の評価をめぐって先進諸国と社会主義国・開発途上国の見解が真向から対立し、結局サブ・セミティー全体としての統一的見解を構築するまでは至らなかつた。結論は、国連貿易開発会議に委ねられたこととなつたのである。

こうして、「準備委員会」第一会期においては、第一会期の報告書がほぼそのままの形で承認されることとなつたが、その最終段階(六月二七日)において、その後の政治過程にきわめて大きな影響を及ぼすこととなる出来事が起つた。それは、一七カ国⁽¹⁾の開発途上国による共同声明である。⁽²⁾それは、①国連貿易開発会議の開催は、開発途上国の経済発展および世界経済全体の成長にとって、きわめて重要な意味をもつものである。②国際貿易は、経済発展のための一層強力な手段となる可能性を秘めたものである。しかし、そのためには新しい国際分業体制の確立が必要である。③世界貿易における、既存の原理およびパタンは依然として先進諸国に対して有利なものとなつてはいる。従つて、それらは転換されねばならない。そのためには、ダイナミックな国際貿易政策の確立が必要である。④開発途上国の貿易問題については、既に十分な認識がなされている。現在の世界において欠如しているのは、問題の認識ではなくて、行動をおこそうという意志である。——等を主たる内容とするものであった。

春の第三五会期に引き続いて、経済社会理事会第三六会期(ジュネーブ・七月二日～八月二日)においても国連貿易開発会議の問題が取り上げられ、そこでは「準備委員会」第二会期の報告書および「専門家グループ」の報告書が検討された。

その過程で、オーストラリア、コロンビア、エチオピア、インド、ヨルダン、ウルグアイ、ユーゴスラビア、アルゼンチン、エルサルバドルの九カ国共同提案による決議案が全会一致で採択された。それは、「準備委員会」第二会期における開発途上国一七カ国⁽³⁾の共同声明を想起しつつ、①「準備委員会」第二会期の報告書および「専門家グループ」の報告書を「テーク・ノート」する。②国連貿易開発会議を、一九六四年三月二三日～六月一五日、ジエネーブで開催する。③「準備委員会」作成の仮議題を承認する。——ことを謳つたものであつた。

(B) 第一八回国連総会

第一委員会において、国連貿易開発会議に関連する諸問題が討議された。具体的には、開発途上国⁽¹⁾の先進諸国との貿易における交易条件の悪化問題、一次產品協定問題、IMF補償融資制度問題、GATT関税引き下げ交渉問題、特惠関税問題、地域経済統合問題、国際貿易機関設立問題等をめぐって活発な議論が展開された。

そして、最終的には開発途上国七五カ国の共同提案による決議案が、第一委員会、さらに本会議において全会一致で採択された。⁽²⁾それは、国連貿易開発会議「準備委員会」第一会期の閉幕に際して一七カ国⁽³⁾の開発途上国から発表された共同声明に、新たに五八カ国⁽⁴⁾が追加署名することによって成立した七五カ国共同宣言⁽⁵⁾を附屬書とするものである。また、その骨子は以下の通りである。——①開発途上国一七カ国による共同声明が、国連貿易開発会議における討議の基礎となることを確信する。②国連貿易開発会議「準備委員会」第一会期・第二会期における活動を評価する。③開発途上国七五カ国の共同宣言を歓迎する。④国連貿易開発会議に参加予定の国々に対して、開発途上国七五カ国の共同宣言に対する十分な考慮を払うよう求める。——

(アフリカ統一機構決議)

アフリカ統一機構(OAU)⁽⁶⁾は、一二月九日～一二月一三日、ニジェールのニアメイにおいて経済社会委員会を開催し、目前に迫った国連貿易開発会議に向けて決議を採択した。⁽⁷⁾それは、国連貿易開発会議の主要目標は、開発途上国に対して最適な経済成長を保証するための国際経済協力政策の確立であるべきである、との確信を表明した上で、具体的には以下の諸要求を掲げるものであった。——①開発途上国に対する先進諸国⁽⁸⁾の最恵国条項の修正および相互主義原則の適用除外。②先進諸国⁽⁹⁾の、開発途上国⁽¹⁰⁾の、開発途上国⁽¹¹⁾の、対先進諸国交易条件改善のための諸措置の実施。④国際貿易の分野における既存の国際的機関の再検討および修正。⑤先進諸国から構成される地域経済グループの無害化。——

「一九六四年」

(国連貿易開発会議「準備委員会」第三会期)

一月三日～二月一五日、ニューヨークで「準備委員会」第三会期が開催された。主たる議題は、会議仮議題の検討、会議運営上の手続き問題の検討・決定であった。その過程で、ソ連（およびチエコスロバキア、ポーランド）は、国際貿易機関設立に関するメモランダムを提出したが、「準備委員会」の大勢は、それに対して冷淡なものであった。それは、①そもそも、先進諸国は当初より国際貿易機関設立に對して一貫して反対の立場をとるものであった。②開発途上国の大多数も、国際貿易機関の設立を非現実的なものと考え、より現実的な方法として過渡的な制度的取り極めの実現を志向する立場へと傾斜を深めていた。——からである。こうして、国際貿易機関設立に関するソ連、社会主義国の提案は国連貿易開発会議における討議事項という形で棚上げにされたのである。⁽¹⁵⁾

(米州機構・アルタ・グラシア憲章)

米州機構⁽¹⁶⁾（OAS）に属するラテンアメリカ諸国は、二月二十四日～三月七日、アルゼンチンのアルタ・グラシアに参集し、国連貿易開発会議に臨むラテンアメリカ諸国との基本的立場をアルタ・グラシア憲章として明らかにした。それは、国連貿易開発会議は、新しい国際貿易構造の模索を図るものである、とした上で、具体的には以下の内容をもつものであった。——①新しい国際貿易構造は、すべての開発途上国に對して有利となるように、一般的かつ無差別的な特恵待遇を基礎とするものでなければならない。②幾つかの先進諸国が、自国の非効率的な農業の保護を目的として採用している保護主義的政策は、開発途上国の効率的農業に打撃を与えるものである。③究極的には、国際貿易機関の設立を志向するものであるが、当面の過渡的取り極めとして、国連貿易開発会議

の常設化等を図るべきである。――

(エカフュ・テベルン決議)

三月一二日、エカフュ⁽¹⁶⁵⁾は、テベルンにおいて最近に迫った国連貿易開発会議に関して決議を採択した⁽¹⁶⁶⁾。それは、①地域経済グループは、外部志向的政策を採用すべきである。②先進諸国は、開発途上国の輸出の拡大を阻害している諸障壁を一方的に撤廃すべきである。③特恵措置を、すべての開発途上国を対象とした無差別的なものへと拡大すべきである。④国際貿易に関する既存の国際的機構は改善されるべきである。――等を謳つたものであった。

(2) GATT⁽¹⁶⁷⁾

〔一九六一年〕

閣僚会議（一月二七日～三〇日）において、以下の諸決定がなされた。

- ① 関税引き下げ交渉に関して、従来の品目別・国別引き下げ方式を、一括引き下げ方式へとあらためる。
- ② 農産品貿易に関して、保護主義是正のための交渉を一九六二年二月から開始する。
- ③ 締約国政府は、開発途上国の輸出の拡大および多角化のために、関税および非関税障壁の撤廃へ向けて努力する（「開発途上国貿易促進に関する宣言」）。

〔一九六二年〕

一〇月から一一月にかけて開催された第三委員会において、開発途上国二二カ国は「行動計画」(Action Program)⁽¹⁶⁸⁾（案）を提出した。それは、先進諸国に対して、開発途上国の輸出産品を対象として、以下の諸措置を実施

するよう求めたものであった。——①新たに関税／非関税障壁を設定しない。②残存する違法な数量制限措置の撤廃。③熱帶產品に対する関税を一九六三年末までに零とする。④一次產品に対する関税の撤廃。⑤完成品・半製品に対する關稅の削減。⑥主として開発途上国において生産されている產品に対する内國稅の漸進的削減。——そして、この「行動計画」(案)は、一九六三年五月の閣僚會議に再提出されるべき旨が第Ⅲ委員会によつて勧告された。

〔一九六三年〕

閣僚會議（五月一六日～五月二一日）において「行動計画」(案)が検討された。⁽¹⁰⁾ 討議においては、EEC諸国（フランス、ベルギー等）、およびEECと連合關係にある開発途上国が反対の立場をとつたが、最終的には承認され、それを実行に移すための「行動委員会」(Action Committee)が設置された。さらに、「行動委員会」の下部機構として、開発途上国に対する特惠の供与を検討する作業グループと、開発途上国に関するGATTの法的・制度的枠組みを検討する作業グループとが設置された。⁽¹¹⁾

こうして、三月一三日、ジュネーブのパレ・デ・ナシオンを舞台として約二カ月にわたる国連貿易開発會議の幕が切って落されることとなつたのである。⁽¹²⁾

VI 対立と協調の構図

国連貿易開発會議開催の問題が、国際社会における重要な争点の一つとして徐々に顕在化していく一九五〇年代後半から一九六〇年代前半の時期は、ちょうど国際社会の基本潮流の転換期と軌を一にするものであった。この時期、国際社会の基本潮流は、東西対立（冷戦）の時代から、南北対立の時代へと徐々に変容を遂げていったので

あつた。

じうして、国連貿易開発会議開催をめぐる政治過程は、新旧二つの潮流が重なり合う形で、すなわち東西対立の論理と、南北対立の論理とが微妙に交錯する形で展開されていったのである。さらにまた、それは、それぞれのブロック（国家集団）内部におけるさまざまな緊張関係と複合することによって、一層錯綜した多元的な〈対立と協調〉の構図を描くこととなつたのである。

(+) 東西／南北軸の交錯

一九五〇年代後半の胎動期においては、国連貿易開発会議開催をめぐる論議は、もっぱらソ連、アメリカをそれぞの盟主とする東西両ブロック間において展開されるものであつた。すなわち、ソ連・東側ブロックのイニシアティブ（決議案の提出等）に対し、アメリカ・西側ブロックが対抗措置をとる（ソ連・東側ブロックの決議案に對して、トーン・ダウン／反対する決議案の提出等）という形での、いわば東西両ブロック間の作用・反作用過程が繰り広げられたのであつた。

一方において、ソ連・東側ブロックが、国際貿易の拡大、東西貿易の促進、国際貿易機関の設立等を謳った決議案を提出する（⁽¹⁾ 改善）と、アメリカ・西側ブロックは、それを實質的に骨抜きにする内容をもつ決議案を提出する（守勢）ことによつて、それに対抗したのであつた。そこには、冷戦時代のゼロ和ゲーム的行動論理が嚴然として存在していたのである。⁽²⁾

そして、このような状況下にあつては、開発途上国が独自の主体性を發揮するまでには至らなかつた。そもそも、この時期においては、開発途上国の数は限定されたものであり、しかも開発途上国相互間の横断的連携もきわめて未成熟なものに過ぎなかつたからである。開発途上国は、国際社会における客体的存在にとどまり、東西両ブ

ロック間の闘争場裡の一つとして位置付けられるに過ぎなかつたのである。

もつとも、それは、開発途上国が国連貿易開発会議開催をめぐる政治過程から完全に隔絶された、無力な存在であつたということを意味するものではなかつた。東西両プロックにとって、闘争を自己に有利に展開する（具体的には、自己の提出した決議案を成立させる等）ためには開発途上国の同意・支持が不可欠であり、そのためにおのずと開発途上国の利害を考慮に入れるをえなかつたのである。⁽¹¹⁾ そして、その限りにおいて、開発途上国は受動的ながらも、国連貿易開発会議開催をめぐる政治過程に参加し、間接的ながら自己の利害を反映させることができたのである。

ところで、一九六〇年代前半の激動期においては、国連貿易開発会議開催をめぐる政治過程は、胎動期における、いわば一元的な対立関係から二元的な対立関係へと、より複雑な様相を呈していく。すなわち、冷戦時代の東西対立の論理が、国際緊張緩和の促進によってその比重を低下させながらも依然として残存しており、それに新たに現出してきた南北対立の論理が微妙に交錯することとなつたのである。

一方において、開発途上国は一九六〇年の“アフリカの年”に象徴されるように、その数を飛躍的に増大させていた。さらに、それら開発途上国は、非同盟諸国会議等を契機として、従来の孤立・分断状況から離脱して、横断的連携を着実に強化していく。とりわけ、AA（アジア・アフリカ）諸国グループとLA（ラテンアメリカ）諸国グループとが連携を深めてAALA（アジア・アフリカ・ラテンアメリカ）諸国グループを結成し、国際社会における一大コーカスを形成するに至つたのは特筆に値する出来事であった。こうして、これら開発途上国は“南北”として、先進諸国から構成される“北”に対して、さまざまな攻勢をかけていったのである。⁽¹²⁾ それは、南北対立といふ、国際社会における新たな回転軸の誕生を意味するものであった。

このような“南”的“北”に対する挑戦において、胎動期における一連の行動を背景として、自らを“南”的ペ

ートナーと規定し、対“北”共同戦線の展開を模索していったのがソ連を中心とする社会主義国であった。ソ連・社会主義国は、共に既存の国際経済（貿易）秩序から疎外された存在であるとして、“北”的支配する秩序の打破をスローガンとして、“南”的開発途上国との間の共闘関係を志向していったのである。

こうした“南”とソ連・社会主義国の連合体からの攻勢に対して、“北”はもっぱら守勢に立たされる結果となつたのであるが、それは南北対立の論理に、東西対立の論理を二重写しにすることとなり、事態を一層複雑なものとしていったのである。国連貿易開発会議において、国際貿易機関の設立を決定すべきである、というソ連・社会主義国の中三にわたる主張は、“北”的先進諸国（すなわち西側ブロック）の強い危機感・反発を招くこととなり、国連貿易開発会議の開催自体を危うくするという事態も再三出現したのであった。⁽¹⁹⁾他方、EECの発足、およびその後のめざましい活動は、それを“NATOの経済版”とするソ連・社会主義国の激しい警戒心を呼びおこすこととなり、それは国連貿易開発会議開催をめぐる政治過程を一層敵しいものとしたのであった。⁽²⁰⁾

(1) ブロック内部の不協和音

国連貿易開発会議開催をめぐる政治過程は、第一義的には、東西南北、といふさまざまなブロックの間において展開された“ブロック・ポリティックス”として特徴付けられるものであった。しかし、同時に見落してならないのは、それぞれのブロック内部における不協和音（緊張関係）の存在である。それは、国連貿易開発会議の開催が具体化していく一九六〇年代前半の激動期に肥大化し、ブロック内部にさまざまな亀裂を生み出すこととなつた。その結果、国連貿易開発会議開催をめぐる政治過程が一層錯綜したものとなつていったのである。⁽²¹⁾

- (1) “北”内部における不協和音
いわゆる“北”ブロックを構成していたのは、西側先進諸国であったが、それは必ずしも一枚岩的な国家集団と

はみなしえない存在であった。そもそも、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド等と、アメリカ、イギリス、（フランス）等とでは、貿易に関する利害が根本的に異なるものであった。すなわち、前者は一次産品輸出に大きく依存している農業国であり、その限りにおいて多くの側面において開発途上国と利害を共有するものであった。これら諸国は、一面において国連貿易開発会議の受益国としての性格を強く保持するものであった。^(四)

他方、後者は文字通り先進工業国として、OECDの枠組みに基づいて対“南”共同戦線を開拓する存在であった。しかし、現実には、OEECを発展的に解消して成立したばかりのOECDには、構成国間の利害を調整して、“南”に対する統一的政策を開拓しうるだけの力は備っていなかった。その結果、各構成国がそれぞれの個別利害・ニーズを基礎として“南”的諸要求に対し、個別的に対応することとなり、それは各国間にさまざまな不協和音を生み出すこととなつたのである。^(五)こうして、内部に高度の緊張関係を内在化していた“北”的諸国は、開発途上国・社会主義国の攻勢の前に、ますます守勢にまわることを余儀なくされたのであった。

① アメリカ vs. EEC諸国（フランス）

アメリカとEEC諸国（特にフランス）との間には、農產品貿易および開発途上国との関係の基本的なあり方、をめぐって激しい対立が存在した。

第一の農產品貿易をめぐる対立においては、問題とされたのはEEC共通農業政策の基本的性格であった。すなわち、EEC共通農業政策は、EEC域内農業の保護を目的として、EEC域外からの農產品の輸入に対して、いわば禁止的な障壁を設定するものであり、これに対して、世界最大の農產品輸出国であるアメリカが、強くその修正を求めていたのである。アメリカは、アメリカ農產品のEEC市場へのアクセスを保証する措置の実現を強硬に要求したのであった。

こうした、アメリカのEEC農業市場に対する門戸開放の要求は、まずディロン・ラウンド（一九六〇年～一九

六一年）において展開されたが、それはアメリカにとって満足しうる成果を期待させるものではなかつた。⁽¹⁵⁾

そこで、ケネディ政権（一九六一年一月発足）は、交渉途中でディロン・ラウンドに見切りをつけ、従来の方式とは根本的に異なる方式による関税引き下げ交渉を行うことによりて、EECの強固な貿易障壁の打破を試みようとしたのである。そして、それが具体的な形となってあらわれたのが「一九六二年通商拡大法」（Trade Expansion Act of 1962）⁽¹⁶⁾の成立であった。それは、それまで一一回更新されてきた「一九三四年（互恵）通商協定法」（Reciprocal Trade Agreements Act of 1934）⁽¹⁷⁾とかわるものであり、大統領に対して関税引き下げ交渉における強大な権限を付与するものであった。

アメリカは、この「一九六二年通商拡大法」を武器として、EECに対し域外農産品に対する市場開放を強く迫つていったのである。それは具体的には、「括引き下げ方式」という新しい方式による関税引き下げ交渉（いわゆるケネディ・ラウンド）の開始をEEC（諸国）⁽¹⁸⁾に対して迫るものであった。

EEC（諸国）のようないわゆるアメリカの攻勢に対し、EEC（諸国）は当初は反発を示した。しかし、やがて原則的に賛成する、という立場をとるようになった。とはいへ、交渉の具体的方法・手続き等に関しては、アメリカとEEC（諸国）⁽¹⁹⁾との間には、考え方には大きな違いが存在していた。特に、EECのリーダー国としてのフランスは、農業国としての立場から、アメリカの挑戦に対して強い危機意識をもち、激しく反発したのであった。

こうして、一九六一年末から、一九六四年五月の本交渉開始までの準備交渉の過程において、アメリカと、フランスを筆頭とするEEC（諸国）との間には、具体的な関税引き下げ交渉方式・対象範囲等をめぐって激しい駆け引きが繰り広げられたのであった。それは高度の緊張関係をはらむものであり、さらにそれは、アメリカ産ブロイラーの西ドイツに対する輸出の規制をめぐる“チッキン戦争”（一九六一年～一九六四年）によって増幅されたのであつた。⁽²⁰⁾

第一の開発途上国との間の関係の基本的なあり方をめぐって問題となつたのは、EECの地域連合政策であった。EECは、フランスの強い主張を反映して、一九五八年の発足と同時に、ローマ条約第四部の規定に基づいてフランス、ベルギー、イタリアの植民地との間に連合関係をスタートさせた。⁽¹³⁾ そして、一九六〇年代に突入して、それら植民地が独立を達成するにともない、あらためて連合協定（第一次ヤウンデ協定）を締結する（一九六三年七月）ことによって、EECと旧植民地国（AASM諸国⁽¹⁴⁾）との間の特別な協力関係を再確認した。それは、多くの開発途上国の中でも、特にEEC構成国の旧植民地国に対してのみ、EECが特別の優遇措置を講ずることを目的とするものであり、具体的には資金・技術援助、特恵の供与等を内容とするものであつた。それは、いなれば開発途上国を選別・差別するものであつた。

アメリカは、このような（フランスのイニシアティブに基づく）EECの地域連合政策に対して“閉鎖システム”（Closed System）の形成を志向するものとして批判し、すべての先進諸国が、すべての開発途上国に対して無差別・均等に援助の手をさしのべる、という“開放システム”（Open System）の展開を強く主張したのであった。⁽¹⁵⁾ それは、EECの内部指向性／閉鎖性に対するアメリカの反発に根ざしたものであり、さらにそれは、EEC共通農業政策およびEEC地域連合政策の閉鎖性により、貿易上大きな打撃を受けるラテンアメリカ諸国の強い不満・警戒心を代弁するものでもあつた。⁽¹⁶⁾

このようない、開発途上国との関係のあり方に關するアメリカとEEC諸国（特にフランス）との間の基本的認識の食い違いは、国連貿易開発会議開催にかかる具体的な諸問題（特恵、地域経済統合、貿易自由化等）をめぐる対応に微妙な相違をもたらすこととなつたのである。⁽¹⁷⁾

② イギリス vs. EEC諸国（フランス）

一九五〇年代後半、イギリスとフランスは西ヨーロッパにおける経済協力関係のあり方をめぐって微妙な対立闘

係にあつた。⁽¹⁹⁾ すなわち、イギリスが、より多くの国々を対象とした、ゆるやかな協力関係を前提とする“自由貿易連合”の形成を志向したのに対し、フランスは、ごく限られた国家間における、より緊密な協力関係を前提とする“関税同盟”の形成を志向したのであつた。⁽²⁰⁾ そして、このような基本的志向性における対立は解消されず、結局西ヨーロッパは“インナー・シックス”と“アウター・セブン”とに分断されることとなつたのである。すなわち、フランスが他の大陸五カ国を糾合して六カ国から構成されるEECを設立したのに対し、他方イギリスは周辺六カ国とともに七カ国から構成されるEFTAを設立することとなつたのである。⁽²¹⁾

ところで、このようなイギリスとフランスの対立は、ほどなく緩和されることとなつた。というのも、発足以来のEECのめざましい活動をまのあたりにして、イギリス、アイルランド、デンマーク、ノルウェーのEFTA諸国が、EECへの加盟を志向するようになつたからである。イギリスのEEC加盟交渉は、一九六一年七月から開始されたが、その間イギリスは交渉をスムーズに進展させるためにフランスとの関係改善に努め、無用の摩擦の回避に専念したのであつた。⁽²²⁾

こうして、イギリスとフランスの関係は好転したのであるが、それも再び高度の緊張関係をはらむものへと悪化していく。すなわち、一九六三年一月、当時のド・ゴール・フランス大統領が、イギリスのEEC加盟申請に対して、それを“アメリカのトロイの木馬”として拒否する立場を明らかにすることにより、イギリスのEEC加盟は失敗に終つたのである。⁽²³⁾ その結果、イギリスはフランス、ひいてはEEC（諸国）に対して、以前にも増して強い反発を示すこととなつたのである。

さらに、イギリスのEEC加盟に対するド・ゴールの拒否権発動は、アメリカに対しても強い衝撃を与えるものであった。アメリカは、イギリスのEEC加盟に対し、それを積極的に支持する立場をとつており、「一九六二年通商拡大法」も、既述のようにイギリスのEEC加盟を前提とする内容を含むものであった（EEC特別権限）。

こうして、アメリカは、ド・ゴールの独自の外交政策志向と相俟つて、ますますフランスに対する不信感・警戒心を強めることとなつたのである。

③ アメリカ・イギリス vs. EEC諸国（フランス）

開発途上国の一次産品輸出の拡大、さらには、一次産品輸出所得の高水準での安定化をいかにして達成するか——こうした、いわゆる“一次産品問題”は、国連貿易開発会議における主要議題の一つであった。ところが、この“一次産品問題”に対する基本的アプローチにおいて、アメリカ、およびイギリスと、EEC諸国（特にフランス）との間には、考え方大きな相違が存在していたのである。

アメリカ・イギリスの基本的立場は、GATTを通じて“一次産品問題”的解決を図ろうとするものであった。⁽²⁵⁾すなわち、GATTの基本原則である“一般的最惠国原則”、“無差別原則”を、より完全な形で貫徹することによつて、一次産品輸出国である開発途上国の経済上の諸困難は解決される、との立場をとるものであった。そこで、アメリカ・イギリスは、自由貿易主義の実現を阻害しているさまざまな関税／非関税障壁の軽減・撤廃を積極的に推進し、それによって開発途上国の輸出一次産品の先進諸国市場へのアクセスを一層容易なものとすることを強く主張したのであった。⁽²⁶⁾また、その意味で、アメリカ・イギリスは、GATTの基本原則からの逸脱を意味する新たな特恵の採用等に対しても強く反対する立場をとつたのである。

他方、フランスを中心とするEEC（諸国）の“一次産品問題”に対する基本的立場は、こうしたアメリカ・イギリスの基本的立場とは真向から対立するものであった。そもそも、EECの存在それ自体、一面においてはGATTの基本原則に背反するものであった。⁽²⁷⁾さらにまた、EECは、既述のように、構成国の（旧）植民地との間に特恵の供与を内容とする地域連合政策を開拓するものであつた。

このような背景から、EEC（諸国）はGATTの自由貿易主義に対しきわめて懷疑的な立場をとるものであ

つた。そして、EEC（諸国）は“市場組織化”という、いわば自由貿易主義の対極に位置付けられる方策を通じて開発途上国の“一次産品問題”を解決することを主張したのであった。⁽²⁹⁾ それは、一次産品貿易に対して、積極的に介入することを通じて“一次産品問題”的根本的解決を図ろうとするものであり、具体的には、個々の一次産品の特性に応じた国際商品協定の締結、輸入課徴金の賦課および還付、生産規制、輸出課徴金の賦課等の諸措置の実施を内容とするものであった。

このように、アメリカ・イギリスとEEC（諸国）は“一次産品問題”に対する基本的アプローチにおいて、著しく見解を異にするものであった。それは、“南”との交渉における、最も重要な争点の一つに関して、“北”的足並みを乱す、という結果をもたらすこととなつたのである。

（2）“南”内部における不協和音

いわゆる“南”ブロックは、広義にはAAPLAの開発途上国、およびソ連を中心とする社会主義国から構成されるものであつた。しかし、それは“北”ブロック以上に多様性に満ちた国家集団であり、本来的にさまざまな不協和音を内包する存在であつた。

そもそも、“南”ブロックの形成を促進した要因は、“北”的先進諸国中心の国際經濟（貿易）秩序からの疎外、という否定的契機であった。すなわち、“南”ブロックは外在的契機によって形成されたものであり、それはいわば“弱者／被害者同盟”としての性格を色濃くもつものであつた。従つて、共通の対抗的存在である“北”ブロックとの関係が変化すれば、それとともに“南”ブロックの国家集団としてのあり方も変化せざるをえなかつたのである。

こうして、国連貿易開発会議の開催それ自体が、もはや動かし難いものとされ、争点が会議の具体的な議題等へと移行するにつれて、“南”ブロック内部の不協和音が肥大化し、以下のような緊張関係が顕在化していくので

ある。それは、一面において、国連貿易開発会議開催に関して「南」ブロックに属する個々が作成する「バランス・シート」の根本的な相違を反映するものであった。

① 開発途上国 vs. 社会主義国

開発途上国と社会主義国は、既存の国際経済秩序に対する批判・挑戦、より直接的には国連貿易開発会議の開催要求において、対「北」共同戦線を開闢する、という緊密な連携関係にあった。

開発途上国にとっては、社会主義国との連携は「北」ブロック（特にアメリカ）との交渉において、バーゲンング・パワーの強化を約束するものであった。また、社会主義国、とりわけソ連にとっては、開発途上国との連携は、アメリカを中心とする資本主義諸国に対するパワー・アップを可能とするものであり、さらにそれは社会主義国の年来の主張の正当性・普遍性を誇示する絶好の機会として位置付けられるものであった。⁽²⁰⁾

ところが、こうした開発途上国と社会主義国の共同歩調は、やがて大きく足並みを乱すこととなつた。というのも、「北」ブロックが、国連貿易開発会議開催に対して、その基本的立場を「断固拒否」から「原則的に賛成」と転換するにともない、国連貿易開発会議開催をめぐる両ブロック間の駆け引きは「条件闘争」の性格を強めるようになつた。そして、それにともない開発途上国と社会主義国との基本的立場の相違が顕在化されていったのである。

開発途上国との基本的立場は、国連経済社会理事会の主催の下に、〈貿易と開発〉の問題に関する国際会議を開催するまでにこぎつけたことは、大きな成果として肯定的に評価しうるものであった。それは、開発途上国との〈貿易と開発〉に関するさまざまなニーズを国際社会に認知させ、実現させるための重要な第一歩、換言すれば将来へ向けての橋頭堡の確保、として位置付けられるものであった。その意味で、開発途上国にとっての最大の関心は、まず何よりも国連貿易開発会議の開催をスムーズに進行させることであり、そのためには「北」ブロックに対する一

定の譲歩も、ある種の必要経費としてやむをえない、との柔軟な姿勢をとるようになつていったのである。⁽¹¹⁾ 開発途上国が最も恐れたのは、原則論的議論によつて“北”プロックがそれまでの譲歩を撤回し、再び硬直した立場へと逆戻りすることであつた。

ところが、このような開発途上国の立場とは対照的に、社会主義国は一貫して原則論的立場を堅持し続けたのであつた。⁽¹²⁾ すなわち、“北”プロックにとつては譲歩困難な、いわば死活的利害にかかるセンシティブな問題を提起し続けたのである。具体的には、社会主義国は、GATTを“北”プロックのヘゲモニーによるものとして、その存在意義そのものを否定し⁽¹³⁾、きたるべき国連貿易開発会議においては、国際貿易機関の設立を討議すべきである、という主張を繰り返したのである。さらにまた社会主義国は、東西貿易の促進を国連貿易開発会議における主要議題の一つとすることを主張し続けたのである。

このような社会主義国の一貫した立場に対し、開発途上国は国連貿易開発会議の開催そのものを危うくしかねないものとして危惧の念を抱くよくなつた。その結果、開発途上国は徐々に社会主義国との間に距離をおくようになつていつた。こうして、社会主義国は“南”プロック内において孤立を深めていつたのである。⁽¹⁴⁾

② AA諸国グループ vs. LA諸国グループ

AA諸国グループとLA諸国グループとは、AA LA諸国グループとして、“南”プロックの中核を構成するものであつた。しかし、それはそもそも、きわめて異質な二つの国家集団の人為的結合という性格を強くもつものであり、常に内部に微妙な緊張関係をはらむものであつた。

AA諸国は、第二次大戦後に植民地支配を脱した新興独立国であり、一九五五年四月のパンドン会議以降、AA諸国グループとして国連等の場において一大コーカスを形成するものであつた。また、それは非同盟諸国グループの中核を形成するものでもあつた。

他方、LA諸国は、既に一九世紀に独立国として国際社会の仲間入りをはたしており、国際社会の一員としての長い経験を保持するものであった。また、その過程においてLA諸国グループとしての一体性を十分に確立するものであった。

このように、歴史的背景を著しく異にし、また地理的にも遠く離れた二大国家集団が、既述の第一回非同盟諸国首脳会議（一九六一年）、非同盟諸国カイロ経済会議（一九六二年）を契機として、AAALA諸国グループとして“北”の先進諸国との対決において共同戦線を形成することとなったのである⁽²⁶⁾が、それは決して強固な連合体ではなかった。そして“北”ブロックとの交渉のさまざまな局面において、AA諸国グループとLA諸国グループとの間の不協和音が顕在化していったのである。

一般に、AA諸国は国連貿易開発会議開催をめぐる諸問題に関して、原則論的かつ強硬な立場をとる傾向にあつた⁽²⁷⁾。それは、一つには新興独立国としての国際社会における経験の浅さを反映するものであった。すなわち、AA諸国は“政治的”独立と“経済的”独立との間の大きなギャップに対し激しい憤りを感じており、また自己の国際社会における影響力行使の可能性について強い期待（幻想？）を抱いていたからである。

これとは対照的に、⁽²⁸⁾ ブラジルを例外として、一般にLA諸国は、国連貿易開発会議開催をめぐる諸問題に関して、穏健かつ柔軟な立場をとる傾向にあつた。それは、一つには、LA諸国の国際社会における長い経験を反映するものであつた。というのも、LA諸国は、国際社会における経験の蓄積を通じて、現実的な路線をいわば体質化しており、またそもそも、第一次大戦後の国際経済秩序の形成に関しては、少くとも形式的には参加を認められていたからである。

こうして、国連貿易開発会議開催をめぐる政治過程において、AA諸国が強硬論を展開するのに対し、LA諸国は、いわば中間的な立場から“南”ブロックと“北”ブロックとの間の接点を求めて、妥協を模索するという立

場をとつたのであつた。

③ A A S M 諸国 vs. 英連邦アフリカ諸国

アフリカの開発途上国は、旧フランス植民地国と旧イギリス植民地国とに大別されるが、両者はそれぞれ、前者がA A S M 諸国、後者が英連邦（コモンウェルス）諸国として、さまざまな局面において競合・対立する存在であった。それは、一つには（旧）宗主国間の対抗関係を反映するものであつたが、それに拍車をかけることになつたのがE E C の成立であつた。

既述のように、E E C は発足以来、構成国の（旧）植民地との間に地域連合政策を展開していった。それは、E E C 六カ国とA A S M 諸国一八カ国の総計二四カ国を包摂する一大経済ブロックの形成を意味するものであつた（ユーラフリカ構想）。そして、このような“ユーラフリカ・ブロック”的形成は、それから排除された英連邦アフリカ諸国にとつては大きな脅威となるものであつた。すなわち、E E C とA A S M 諸国との間の連合関係は緊密な経済協力の推進を内容とするものであり、それはとりもなおさず非A A S M 開発途上国に対するさまざまな差別の意味したからである。例えば、これによつて英連邦アフリカ諸国、E E C 市場へのアクセスはきわめて困難なものとなつたのである。⁽²⁴⁾

こうして、英連邦アフリカ諸国は、E E C の地域連合政策を“新植民地主義”として激しく非難していった。そして、そうした非難の矢はE E C から特権を供与されているA A S M 諸国に対しても向けられるようになつたのである。⁽²⁵⁾ それは、いわば開発途上国に対する裏切り行為として、あるいはまた、開発途上国相互間の連携を阻害するものとして、強い反発を生み出したのである。実際、A A S M 諸国は、E E C （諸国）、特にフランスと共同歩調をとる傾向が強く、“北”ブロックとの交渉においても穩健な立場をとることが多かつたのである。

このような事情から、A A S M 諸国と英連邦アフリカ諸国との間には緊張関係が存在し、それは共同歩調の強化

を阻害することとなつたのである。

とはいゝ、こうしたA A S M諸国と英連邦アフリカ諸国との間の緊張関係は、両者間に決定的な亀裂を生み出すまでには至らなかつた。それは、第一に、イギリスのE E C加盟申請により、それぞれの国家集団の盟主レベルにおいて協調関係が、一時的にせよ成立したこと、および、第二に、英連邦アフリカ諸国のうち、東アフリカ三国（ケニア、ウガンダ、タンザニア）およびナイジェリアが、それぞれE E Cとの間に連合関係の形成を模索していったからである。⁽²³⁾

VII ニピローグ

一般に、一九六四年は国際社会に重大な転機をもたらした年といわれている。この年、国連貿易開発会議が開催され、さらにそれはU N C T D A Dとして常設化されたのであつた。それは、国際社会が南北、という新たな回転軸を中心として展開されるようになつたことを劇的に示すものであつた。

この点について、一九六五年に刊行された外務省編著『国連貿易開発会議の研究』（I）は次のように指摘している。

「世界の注目を浴びた国連貿易開発会議は閉幕したが、会議を通じて大きくクローズアップされてきた『南北問題』は、今後ますます国際政治経済の上で大きな比重を占めてくるものと思われる。今や世界の三分の二以上を占める低開発国がその経済開発の必要に目ざめ、その要求を掲げてきているのであり、その動きは、もはや止めることのできない河の流れの如きものといえるであろう。先進国側としても、こうした流れに対抗するというよりは、むしろ積極的に問題解決のため協力することに自己の利益を見出して行く必要があると思われるが、先進国の一員としてのわが国も、その例外たりえないことはもちろんであり、国際的責任の一端を果す意味において

も今回の会議の成果をあらゆる角度から十分に検討、評価し、来るべき貿易開発理事会、あるいはまた次回国連貿易開発会議にのぞむ方針をかためていかねばならぬ。」⁽²⁴⁾

それから10年。——南北問題は、どれだけの進展を遂げたのであらうか。UNCTADが、南北問題の解決に向けて、どのような活動を展開して来たのであらうか。残念ながら、上へした問へかけに対する答えは、否定的なものとなるべく見える。⁽²⁵⁾ それは、暗礁に乗り上げて久しい『国連南北交渉ラウンジ』(Global Negotiations)の開始をめぐるやりとりに象徴的に示されている通りである。そこでは、かつて国連貿易開発会議開催をめぐって繰り広げられた〈対立と協調〉の〈ロアリン・ゲーム〉と基本的に同質の政治過程が依然として展開されてしまうのである。そして、それは南北問題解決へ向けての動かお牽制する結果となつてゐるだけである。南北問題の前途は、依然険しきのである。

- (1) 外務省編著『国連貿易開発会議の歴史——南北問題の新展開——』(—)、半島経済研究会編、一九六六年、三三二頁。
- (2) Prebisch, R., "The Significance of the United Nations Conference on Trade and Development," (Report to the Secretary-General of the United Nations by the Secretary-General of the Conference), *Proceedings of the United Nations Conference on Trade and Development* (Geneva, 23 March-16 June 1964), Vol. I, p. 549.
- (3) 「*UNCTAD Proceedings*」(略)

- (3) 外務省編著『国連貿易開発会議の研究』(II)、世界経済研究会、一九六六年、三八七頁。
- (4) ハーバード財團(森田財團監証)『南北=生存のための戦略』、日本経済新聞社、一九八〇年、三三八—三四〇頁。
- (5) *Economist*, June 11, 1983, p. 73.
- (6) Cf. Bhagwati, J., "Rethinking Global Negotiations," in Bhagwati, J. and Ruggie, J. eds., *Power, Passions and Purpose*, MIT Press, 1984.
- (7) Cf. Gardner, R., "The United Nations Conference on Trade and Development," *International Organization*, Vol. 22, No. 1, 1968, p. 99; Cordovez, D., "The Making of UNCTAD: Institutional Background and Legislative

History," *Journal of World Trade Law*, Vol. 1, No. 3, 1967, pp. 243-244; Robertson, C., "The Creation of UNCTAD," in Cox, R. ed., *International Organization: World Politics, Studies in Economic and Social Agencies*, Macmillan, 1969, pp. 258-261.

(∞) Cf. Ball, G., "The Open System in North-South Relations," *Department of State Bulletin*, April 27, 1964, p. 657.

(σ) Cf. Ball, G., *ibid.*, p. 658; Weintraub, S., "After the U.N. Trade Conference," *Foreign Affairs*, Vol. 43, No. 1, 1964, p. 40; *Economist*, June 6, 1964, p. 1147.

(10) 国連貿易開発会議最終議定書・付属書A・▷・「国際貿易の拡大に関する措置の実施」並びに「機構上の取扱」策を組織」とおこり、次のよほど謂われた。

「会議だ」

国連貿合総会に対し、その第一九回会期において左記の措置を示すものと想む。

1 国際連合総会の一機関として国際連合貿易開発会議(以下『会議』と呼ぶ)を設立する。『会議』の構成国は、国際連合、国際連合専門機関であるは国際原子力機関の加盟国とする。

2 『会議』は少くとも三年に一回開催する。国際連合総会は、『会議』がたゞ……貿易開発理事会(以下『理事会』と呼ぶ)の勧告を勘案の上、『会議』の各会期の日付をよりよび場所を決定する。(前掲『国連貿易開発会議の研究』(一), III四八頁)

(11) 会議は、国際機関としての国連貿易開発会議を示す場合、UNCTADと表記する。

(12) Robertson, C., *op. cit.*, p. 261.

(13) Goodwin, G., "The United Nations Conference on Trade and Development," *Year Book of World Affairs*, 1965, p. 1 and p. 11.

(14) いわゆる「本稿」は、未開拓の分野への挑戦を志向するものである。

(15) Prebisch, R., *Towards a New Trade Policy for Development, Proceedings*, Vol. II. イカル・ト・シ・シ・ム・エ・外務省訳、「新」貿易政策をめぐる会議、国連日本協会、一九六四年。たゞ、同報出書は、一般に(第一次)「ハ・ル・シ・ン・エ・報道」の略記である。

(16) Cf. "Statement by Mr. Raúl Prebisch, Secretary-General of the United Nations Conference on Trade and Development at the third plenary meeting, held on 24 March 1964," *Proceedings*, Vol. II.

(17) 前掲「トドカラハノ羅針」(解説), 116—117頁。

(18) "Statement by H. E. Mr. N. S. Patolichev, Minister for Foreign Trade, Head of the Delegation of the Union of Soviet Socialist Republics at the seventh plenary meeting, held on 26 March 1964," *Proceedings*, Vol. II, p. 389.

(19) 同機関の正式発足は、一九四五年一一月二七日。

(20) リチャード・ガーネー(村野幸・加藤正一訳)『國際通貨体制成立史』(上), 東洋経済新報社, 一九七〇年, 第六章および第八章, 参照。

(21) Cf. Dam, K., *The GATT-Law and International Economic Organization*, University of Chicago Press, 1970, pp. 10—16.

(22) 前掲『國際通貨体制成立史』(上), 111頁。

(23) Cf. Cordovez, D., *op. cit.*, pp. 249—253; *Yearbook of the United Nations (International Trade Organization)*, 1946—47, 47—48, 48—49; 岩谷謙夫「國際貿易機構憲章と『發展途上國』」『國際法外交雑誌』第七七卷, 第十一号, 一九七八年。

(24) 一九四六年後半に開催する所が諭された。しかし、一九四六年五月、国連事務総長は年内開催が困難であるとしたを表明し、結局一九四七年に開催するものとされた。なお、同決議に対してもソ連も賛成の立場をとった。

(25) 準備委員会構成国は、一九四五年、アメリカが貿易障壁緩減のための交渉を呼びかけた五カ国に、アメリカ、チリ、ペルー、ノルウェー、ソバーノを加えた九カ国であった。ただし、ソ連は最後まで準備委員会に出席せず、実質的には八カ国から構成されたのであった。

(26) 同草案は、アメリカの一九四五年一一月提案を精緻化したものであった。なお、アメリカの提案に対し、「ラジナル、インル、イギリスも、それぞれ独自の提案を行つた。

(27) 準備委員会構成国の代表から構成されたのであった。

(28) それは、同時に調印され、一九四八年一月一日に発効した「關稅及び貿易に関する一般協定の暫定的適用に関する議

- 定義」に基いて効果するに違ひない。その意味で、『関税及び貿易に関する一般協定』は、法的には、現在に至るまで暫定的な適用にとどまっている。
- (29) GATT規定、第二十九条、参照。
- (30) アルゼンチン、ボーランドは調印せず、まだ、トルコは遅れて調印した。なお、ソ連は会議に参加しなかった。
- (31) 國際貿易機関は、国連の専門機関となることが規定された。国際貿易機関憲章、第八六条、参照。
- (32) 前掲『国際通貨体制成立史』(下)、五九三頁。
- (33) Cf. "Economic Policy and the ITO Charter," (Address by Secretary Acheson), *Department of State Bulletin*, May 15, 1949; "Future Administration of GATT," *Department of State Bulletin*, December 18, 1950.
- (34) Cf. Cordovez, D., *op. cit.*, p. 252.
- (35) 抽稿「世界の機能的協力と平和」、日本平和学会編『平和学——理論と課題——』、早稲田大学出版会、一九八二年、参照。
- (36) 高野雄一『国際組織法』(新版)、有斐閣、一九七五年、一四八—一四九頁。
- (37) 具体的には、経済・財政問題を討議する総会の「第一委員会」(Second Committee)が中心的役割をはたすものとされ、山下邦明訳『国連外交の戦略と戦術』、有斐閣、一九八三年、三四一五七頁、参照。
- (38) それを最も多くアピックに示すのが、新興独立國の国連への加盟や如き。
- (39) Sauvant, K., "The Origins of the NEO Discussions," in Sauvant, K. ed., *Changing Priorities on the International Agenda*, Pergamon, 1981, p. 9.
- (40) 外国からの資金援助も、利息の支払い等に消費され、有効な手段とはならぬなど。
- (41) UN Department of Economic and Social Affairs, *World Economic Survey* 1955, 1956, p. 3.
- (42) 原動力へだいたい、矛盾認識や覺醒 (awareness) である。Cf. Ball, G., *op. cit.*, p. 658.
- (43) Cf. Goodwin, G., *op. cit.*, pp. 7—8; Gardner, R., *op. cit.*, p. 100.
- (44) 当初、ベニスカ案においては開発途上国に対する特別措置は規定されなかった。しかし、ホーリー・チャーチ・アメリカ諸国を中心とする開発途上国が強く反対し、その結果、開発途上国に対する特別の優遇措置が規定されたのである。
- 詳細については、前掲『国際貿易機構憲章』と『发展途上国』、参照。

- (45) 金田近江編『国際経済条約集』、ダイヤモンド社、一九六五年、一四四〇。
- (46) Dann, K., *op. cit.*, p. 226.
- (47) 第一八条・第一項及び第二一項に於て、エントの名へと規定せられたる。
- 「一 締約国は、ルの協定の目的の達成が、締約国、特に、経済が低生活水準を維持するルルがやむを得ない場合、ルの開発の初期の段階における締約国の経済の漸進的開発による容易に実現されるべきことを認める。
- 二 締約国は、ルルの締約国が、ルの国民の一般的生活水準を示す上に立たための経済開発の計画及る政策を実施するため、輸入に影響する保護措置その他の措置を必要とする場合が現れるルルに於ける措置が、ルの貿易の自由の達成を容易にやく阻へ、止めるべきものと認める。……」
- (48) Frank, I., "The Role of Trade in Economic Development," *International Organization*, Vol. 22, No. 1, 1968, p. 45 and pp. 69-70; Evans, J., "The General Agreement on Tariffs and Trade," *International Organization*, Vol. 22, No. 1, 1968, p. 73.
- (49) Frank, I., *ibid.*, p. 45.
- (50) ルルのルルの輸出比率は輸出比率が意識的で差別化されたんだ。一九六〇年ゼミナールで述べた。
- (51) 關税統一圏のGATTは、ルルの輸出比率を云々と誰か。 Secretariat of the United Nations Conference on Trade and Development, "The Developing Countries in GATT," *Proceedings*, Vol. V; Group of Experts appointed under ECOSOC Resolution 919 (XXXIV), "Commodity and Trade Problems of Developing Countries: Institutional Arrangements," *Proceedings*, Vol. V; Cordovez, D., *op. cit.*, pp. 267-270; Gosovic, B., UNCTAD: *Conflict and Compromise*, Sijhoff, 1972, pp. 8-14; Finlayson, J. and Zacher, M., "International Trade Institutions and the North-South Dialogue," *International Journal*, Vol. 36, No. 4, 1981, pp. 738-740; Evans, J., *op. cit.*, p. 73; 佐久間夫「GATTと関税統一圏」、『国際法外交雑誌』第八二一號、一九八〇年。 佐久間「国際税務統一税と課税的平等の実際」(1)『法學論叢』第九六卷、第三期、一九七四年、四一-五二頁。
- (52) Cordovez, D., *ibid.*, pp. 253-254.
- (53) Kotschnig, W., "The United Nations as an Instrument of Economic and Social Development," *International Organization*, Vol. 22, No. 1, 1968, p. 18.

- (54) Finlayson, J. and Zacher, M., *op. cit.*, p. 739.
- (55) 鶴方貞子「記述父達は幻想だの」と、大糸佐武郎編『南北問題』、中央公論社、一九八四年、14回。
- (56) Cf. Sharp, W., "Decisionmaking in the Economic and Social Council," *International Organization*, Vol. 22, No. 4, 1968, p. 883; Gosovic, B., *op. cit.*, pp. 8-9.
- (57) 一九六九年一一月、国連総会において九ヶ国の開拓が決定され、経済社会理事会は十七ヶ国から構成された。議席配分は、西欧・その他：七ヶ国、社会主義国：三ヶ国、トルコ・アメリカ・五ヶ国、アジア・五ヶ国、アフリカ・七ヶ国である。なお、一九七三年以降、経済社会理事会はさらに増員されて五四ヶ国から構成された。やがて、経済社会理事会構成国は、国連総会で、三分の二多数決によって選出される。任期は三年である。ただし、選出されると同時に構成国となることである。
- (58) Cf. Kotschnig, W., *op. cit.*, pp. 19-20.
- (59) じつはこの変化の背景には、一九五〇年代中葉以降、東西の冷戦が徐々に手詰まり状況を顕在化しており、緊張緩和（緩和）が摸索されはじめ、経済的福祉の追求が重要な政策課題として浮上していった事実が指摘される。
- (60) やがて、ハ連の平和共存路線への移行軌道を辿る形で進んでしまった。Cf. Kelley, D. "The Soviet Union and the Third World: The East-South Connection," in Taylor, P. and Raymond, G., eds., *Third World Policies of Industrialized Nations*, Greenwood, 1982, pp. 224-228.
- (61) 西村文夫「発展途上国に対するハ連の政策」、『トバト経済』第一五巻、第四号、一九七四年、14回。
- (62) アメリカの「ハサニー」に対する挑戦、開発途上国に対する影響力の強化、東西貿易の拡大（南北の脳死）、NATOとは中華人民共和国との対抗等が指摘される。Cf. Dell, S., "The Emergence of UNCTAD," *IDS Bulletin*, Vol. 15, No. 3, 1984, pp. 12-13.
- (63) 前掲『国連貿易開発会議の研究』(一)、一六七頁。
- (64) その背景には、開発途上国の経済的・社会的諸状況が悪化の一途をたどり、これが状況認識があつた。
- (65) 国連貿易開発会議開催の経緯を簡単にまとめておいたのは次を参照。西川潤『南北問題』、日本放送出版協会（云々H.K.ハラク）一九七九年、四四一六一頁。
- (66) 経済社会理事会の通常会期は、春（二月一月一月）と夏（三月一月一月）の二回、それぞれ四週間～六週間、開催される。

一般に経済問題は、夏の会期において討議されてくる。また、11月に再開会期(Resumed Session)が開催されることが多い。

(67) 総会(第一委員会・本会議)および経済社会理事会における表决は、一般に、出席から投票する構成国の中半数によって決定されるものとなる。されば、①GATTに国際組織としての要件を具備せしむる動き、および②GATTの諸規定に開発途上国の

(68) ハードを反映させようとする動き、これがいたる所であつた。

(69) 二トの記述は、主として *Yearbook of the United Nations (Economic and Social Questions)*, 1954, 55, 56, 57, 58, 59. によく。

(70) 総会・第一委員会に相当する、経済社会理事会・第一委員会において否決された。

(71) 一九五五年より「世界経済サーベイ」(World Economic Survey)と改題された。

(72) 一九五四年八月四日・第一回経済社会理事会。

(73) 一九五四年一二月一四日、本会議における採決の内訳は、賛成：四九、反対：〇、棄権：五、であった。

(74) 一九五五年八月四日・第二〇回経済社会理事会。なお、第一部については全会一致、第二部については、賛成：一六、反対：〇、棄権：一、であった。

(75) 一九五五年一二月七日。

(76) 一九五六六年八月九日・第二二回経済社会理事会。

(77) 直接的には、西ヨーロッパにおけるEEC形成の動きを念頭におくものであった。

(78) 賛成：三二、反対：一七、棄権：一四。

(79) 一九五七年二月二〇日、本会議における採決の内訳は、賛成：五五、反対：七、棄権：四、であった。

(80) 一九五七年二月二一〇日、本会議における採決の内訳は、賛成：六五、反対：〇、棄権：一、であった。

(81) 二二カ国が回答を寄せた。

(82) 一九五七年七月三〇日・第一回経済社会理事会。

(83) 一九五七年一一月二六日、本会議における採決の内訳は、賛成：五一、反対：七、棄権：一九、であった。

(84) 一九五八年一月一日に発足したEECの問題も主たる関心の対象とされた。

(85) 一九五八年一月一日、本会議において反対ナシ(without objection) が採択された。

(86) 一九五九年一月五日、本会議における採決の内訳は、賛成：八〇、反対：〇、棄権：一、であった。

(87) 以下に記述は、*エルム Yearbook of the United Nations (Specialized Agencies)*, 1954, 55, 56, 57, 58, 59, による。

(88) Cf. Dam, K., *op. cit.*, pp. 337—338; 前掲『国際組織法』、一九五一—一九六〇頁。

(89) 当時のアイゼンハワー・アメリカ大統領は、この間の事情を後年、回顧録において次のように述べている。「……議会は、懸案になっていた国際貿易協力機構(OTC)への米国の参加を認めなかつた。一九四七年米国とその他の諸国は、関税と貿易にかんする一般協定について交渉していた。この時協定に参加した國々が集まつて一九五五年三月OTCの憲章を書き上げた。OTCはGATT(関税貿易一般協定)の貿易規定を執行し、国際間の貿易交渉を後援し、貿易にかんする協議を促進し、かつ貿易政策について助言することになつていていた。OTCは全GATT貿易の八五ペーセントを占めてくる國々の承認をえて発足する」とになつてゐたが、米国が二〇ペーセント以上の貿易量をもつていたため、どうしても米国の同意が不可欠だつた。

私は、米国がOTC参加がわが國のためにもまた自由世界のためにも有意義だと信じてゐた。これに参加できなければ、自由世界全体から、米国が貿易拡大の必要を説くうえで熱意が足りない証拠と解釈されるかもしれない、と私は主張した。これは諸外国に新しい貿易制限を課すことになり、米国にとっては急激な輸出減となつただらう。

だがそれにもかかわらず、OTC反対者たちは、マグロ、牛乳、自転車、ブドウなどの業者をも代表する議会ロビーも含めて、『憲法論』を引き合いに出し、議会がGATTそのものを承認していないこと(米国は通商協定法の権限でこの協定を締結した)、OTCが“非米的”であるなどあげ、議会に圧力をかけてこれを流してしまつた。」[ドワイト・アイゼンハワー(仲見、佐々木謙一訳)『アイゼンハワー回顧録』(1)、みすず書房、一九六五年、四四六頁。]

(90) Cf. Dam, K., *op. cit.*, pp. 227—228.

(91) 前掲「国際経済機構における実質的平等の主張」(1)、四五頁。Cf. Gosovic, B., *op. cit.*, p. 13.

(92) 同報告書は、ヘーバラー(議長)、ミーリー、ティンバーゲン、カンボスという世界的に著名な四人の経済学者から構成されるパネルが作成したものであつた。

(93) この第一委員会の提言を受けて、やがてティロン・ラウンズ(一九六〇年九月～一九六一年七月)が展開されてい

(94) 第三回貿易の運動より「アーダー、次に誰か」と。Dam, K., *op. cit.*, pp. 228—233。

(95) GATT はまだ開かれて、運動期と比較した場合、議論だけでも、必ずしも「諸組織の上層が必死」で、積極的で論議するよりも、ややだるい。Cf. "Statement by Mr. E. Wyndham White, Executive Secretary, General Agreement on Tariffs and Trade at the twenty-fourth plenary meeting, held on 8 April 1964," *Proceedings*, Vol. II; "Statement by H.E. Mr. João Augusto de Araújo Castro, Minister of State for External Relations of the United States of Brazil, Head of the Delegation, at the fourth plenary meeting, held on 24 March 1964," *Proceedings*, Vol. II.

(96) 総理閣下は「第三回開拓団会議の運動が頗るドレーブル」。

(97) 二月の貿易が、出典として *Yearbook of the United Nations (Economic and Social Questions)*, 1960, 61, 62, 63, 64. リード。たゞ、懸念よりは次を参照。Kay, D., *The New Nations in the United Nations, 1960—1967*, Columbia U.P., 1970, pp. 95—100

(98) 一九六〇年 11 月 1 日付「本会議」たゞ、「ギベラ」、「トトシル」、「ヤマロバ」、「ハヌホント」、「ハラ」、「ギリト等が修正意見を述べた。

(99) 一九六〇年には、一擧に 76カ国が国連への加盟を認めた。そのうち、ギリトは「國を例外とする」議論をアーチューロ・コロナの新興独立國であった。その意味で、一九六〇年は「アーチューロの年」、と呼ばれるようになった。Cf. Kay, D., *op. cit.*

(100) たゞ、回総会（一九六〇年 11 月 1 日付）における「植民地諸國、諸人民に対する独立付与に関する宣言」（植民地独立付与宣言）が採択された。採決の内訳は、賛成：八九、反対：〇、棄権：九、であった。棄権はおみりだのな、マルガル、ペペイノ、南アフリカ、イギリス、アメリカ、オーストラリア、マニギー、ムンカ、マカ、マダガスカル等である。

(101) 一九六一年八月三日・第三回経済社会理事会。

(102) EEC 共通農業政策に対する批判を意味するものである。

(103) ハーベスト・セント・キューべを含む。

(104) 国倉古志郎・土生長穂編訳『非同盟運動基本文献集』、新日本出版社、一九七九年、119頁。

- (105) 同右、二九頁。
- (106) 外務省国際連合局『国際連合第一六総会の事業』(下巻)、三九頁。
- (107) 同右、三九一四〇頁。
- (108) 同右、四一一四三頁。
- (109) 同右、四三一四八頁。ラテンアメリカ決議案に対しでは、オーストラリア、ニュージーランド、日本を含む西欧先進諸国が支持する立場をとった。他方、アフリカ決議案に対しては社会主義国および中立諸国が支持する立場をとった。
- (110) 一九六一年一二月一九日、本会議。
- (111) 一九六一年一一月一九日、本会議。詳細については、前掲『国際連合第一六総会の事業』(下巻)、五九一六五頁、参照。
- (112) 当時、国連加盟国は一〇四ヶ国である。従ひ、大西洋の国々が回答を寄せたり込んだ。なお、回答の全文は以下に示すが次を参照。United Nations, E/3631, and Add. 1—4, "Question of Holding an International Conference on International Trade Problems: Note by Secretary-General transmitting Replies of Governments."
- (113) ローランセトとリカラクアが反対の立場を述べた。
- (114) レオ・マテス(鹿島正裕訳)『非同盟の論理』、TBのブリタニア、一九七七年、二八〇—二八一頁、参照。
- (115) GATTが一九五八年に採択した「貿易拡大計画」。
- (116) 前掲『非同盟運動基本文献集』、二四頁。
- (117) 同右、三五頁。
- (118) 同右、三六一三七頁。
- (119) その背景として、後述するように、一九六一年一一月のGATT閣僚会議の諸決定が指摘される。
- (120) 詳細については以下を参照。Cordovez, D., *op. cit.*, pp. 259—261; 外務省国際連合局『第三四回経済社会理事会の事業』、五一七頁。
- (121) アメリカとしては、たとえ経済社会理事会において会議開催の阻止に成功したとしても、第一七回国連総会において会議開催が決議されることは必至であると考えていた。そこで、決定的な敗北を喫する前に方向転換を図ったのであった。とはいってもアメリカが会議開催に対して積極的に賛成の立場をとるようになった訳ではなかった。そ

れば、一九六四年三月の会議開催にあたって、ソ連（ハルシチコフ首相）が長文のメッセージを送りたのと対して、^{トトト}アメリカ（ジョンソン大統領）のメッセージは僅か八〇語弱に過ぎなかつたことに象徴的に示された。 Cf. *Proceedings*, Vol. I.

- (122) Cf. Frank, I., "Issues before the U.N. Conference," *Foreign Affairs*, Vol. 42, No. 2, 1964, p. 211.

(123) 一九六二年八月廿日・第三回経済社会理事会。

(124) 一九六二年八月廿日・第三回経済社会理事会。採決の内訳は、賛成：一六、反対：〇、棄権：一、であつた。

(125) やはり一九六二年夏の第三回経済社会理事会において、「専門家グループ」の報告書を検討するといふと謂われた。

(126) やはり、同時に、国際貿易に関する国際組織の設立がやがて選いせよ、といふ狙いをもつたのであつた。

Cf. Cordovez, D., *op. cit.*, pp. 261-262; Robertson, C., *op. cit.*, p. 268.

(127) 詳細は、こゝに、外務省国際連合局『国際連合第一七総会の事業』(ト)、五八八頁、参照。

(128) 開発途上国および社会主义国は、これら二つの問題を国連貿易開発会議における重要な議題として取り上げるに主張した。これに対して、先進諸国は反対の立場をとつた。

(129) 開催時期の問題には、後述するGATTの新しい関税引き下げ交渉（いわゆるケネディ・ラウンビ）の開始時期、およびイギリスのEEC加盟時期（後述するように、それは結果的には流産に終つたのであるが）の問題が微妙にからんでいた。

(130) 中華人民共和国、北ベトナム、北朝鮮、東ドイツは国連専門機関にも加盟していなかつた。他方、南ベトナム、韓国、西ドイツは国連専門機関には加盟していた。

(131) 特に、ブラジルがきねめてラディカルな主張を展開したのが特筆に値するものであつた。ブラジルは、ペイラテラリズムを、GATT、EEC、さらには社会主義国の国際貿易に貫徹する支配哲学として激しく糾弾したのであつた。

(132) 主たる内訳は、非同盟諸国：一二カ国、ラテンアメリカ諸国：七カ国、であつた。

(133) 一九六二年一月八日、本会議における採決の内訳は、賛成：九一、反対：〇、棄権：一、であつた。

(134) 一九六二年一月八日、第三回経済社会理事会再開会期において一二カ国が追加選任された。

(135) この結果、社会主义分断国家（中華人民共和国、北ベトナム、北朝鮮、東ドイツ）は会議に招請されないなどないだ。

(136) 一九六二年一二月八日、本会議における採決の内訳は、賛成・八四、反対・〇、棄権・一五、であった。棄権にまわったのは、フランスおよびフランスの旧植民地国（アラザル・グループ）等であった。

(137) 前掲『国際連合第一七総会の事業』(下)、一四一—五頁、参照。

(138) 構成国の内訳は次の通り。

先進工業国（八カ国）：アメリカ、イギリス、フランス、日本、イタリア、オーストリア、カナダ、デンマーク。

先進農業国（二カ国）：オーストラリア、ニュージーランド。

開発途上国（一六カ国）

アジア（二カ国）：インド、ベキスタン。

アフリカ（六カ国）：アラブ連合、チュニジア、セネガル、マダガスカル、ナイジェリア、エチオピア。

中東（二カ国）：ヨルダン、レバノン。

ラテンアメリカ（六カ国）：アルゼンチン、ブラジル、ペルー、ウルグアイ、エルサルバドル、コロンビア。

社会主義国（四カ国）：ソ連、ポーランド、チェコスロバキア、ユーゴスラビア。

(139) 詳細については、前掲『国際連合第一七総会の事業』(下)、五一七二頁、参照。

(140) 特に、イギリス、フランスを中心とする西欧諸国はきわめて消極的であった。これとは対照的に、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドは比較的積極的な姿勢を示すものであった。

(141) "Interim Report of the Preparatory Committee (First Session)," *Proceedings*, Vol. VIII.

(142) なお、第一会期開始直後の一月二三日、ウ・タント国連事務総長は、ラウル・プレビッシュ ECLA 事務局長を国連貿易開発会議事務局長に正式任命した。その結果、一月一日より、プレビッシュは第一会期での討議に出席することとなつた。ちなみに、プレビッシュは一九四八年の設立以来 ECLA 事務局長の職にあり、やがて退任の予定にあつた。

(143) フランスは、国連貿易開発会議の議題は経済問題のみに限定されるべきであり、政治問題が持ち込まれるべきでないと、特に強調した。またソ連は、国際貿易機関設立の必要性を強調した。

(144) 一九六三年四月一八日。

(145) 一九六三年三月一二日、ECAFE は、経済社会理事会に対して、ECAFE 地域から「準備委員会」構成国を追加

開拓するためのため決議を採択した。ECAFE Resolution 44 (XIX) 1963. 3. 12, ECOSOC Official Records; *Thirty-Sixth Session, Supplement No. 2, Part III.*

82

(14) これらの三ヵ国は、第三回経済社会理事会専門会議による二ヵ国が追加選出された時、開拓に必要な投票を獲得していたが、二ヵ国と二ヶ枠のため選任されねばならぬことは至らなかつた。

(15) 一九六三年四月一八日、第三五回経済社会理事会。採決の内訳は、賛成：一〇、反対：五、棄権：三、投票：二九。四つのサブ・トピックの役割分担は以下の通り。第一サブ・トピック：一次産品問題、第二サブ・トピック：工業製品および半製品の貿易、第三サブ・トピック：貿易外取引および融資、第四サブ・トピック：制度的取り組み。だが、第IVサブ・トピックは、先進諸国の反対により、他の三つのサブ・トピックより隠れて設置された。

(16) Group of Experts appointed under ECOSOC Resolution 919 (XXXIV), *op. cit.*

(17) 「専門家グループ」の会議は、一九六二年一月一八日～三月八日（二月一ヶ月）と五月六日～五月二〇日（三ヶ月）の一度にわたり行われたが、そもそも同会議において、各専門家間の見解が対立し、最終的には「専門家グループ」報告書は、次の四つの提案を並記するなどといったのであった。第一提案：国際貿易機関の設立、第二提案：既存機関（GATT、国連経済社会理事会、国連総会）の有効活用、第三提案：GATTの修正、第四提案：すべての国連加盟国に及んで開拓された常設的フォーラムの設置。Cf. Group of Experts appointed under ECOSOC Resolution 919 (XXXIV), *ibid.*, pp. 416-422.

(18) 開拓途上国は一九カ国（ヨーロッパを除む）であったが、そのうちハルサルベトルとカルタヘイの二ヵ国を除く一七カ国（アルゼンチン、アルゼンチン、コロニア、チリ、オビア、マラヤ連邦、インダ、インデネシア、モンダノ、ペルー、マダガスカル、ナイジベリ、ペキスタン、ブルー、セネガル、トルコ連邦、チリ、コロンビア）が名を挙めた。だが、上記二カ国が後述する七五カ国共同声明には参加するに至らなかった。

(19) "Joint Statement by Representatives of Developing Countries," *Proceedings*, Vol. VIII. Cf. Cordovez, D., *op. cit.*, pp. 277-278.

(20) 要點として、次のふうと題するべし。“(5) The fundamental trade problems of developing countries are well identified. What the world lacks today is, therefore, not the awareness of the problem, but the readiness to act, ... The representatives of developing countries making the present Declaration, recommend to all

Members of the United Nations that they give earnest consideration to these proposals and that they explore, before the beginning of the Conference, all practical means for their implementation, so as to make it possible to reach at the Conference basic agreement on a new international trade and development policy.” (Joint Statement by Representatives of Developing Countries, *ibid.*, p. 45.)

(154) 一九六〇年七月一八日、第111回総務会議事録。

(155) ‘トトシニテマサハタマニモ提王レ’、^アルナルド Collective Economic Security と本題を有する、Collective Economic Security の運動性を強調した。“Collective Economic Security,” (Draft Resolution submitted by Brazil), *Proceedings*, Vol. VI.

(156) 一九六〇年一月一一日、本議論。

(157) これは、やがて一九六四年六月一五日、国連貿易開発会議閉幕はあたっての七十七カ国共同宣言へと發展することになった。

（158）やなみに、七五カ国共同宣言にばりヨーロッパ・ランドも名を連ねていたが、同國は七十七カ国共同宣言には参加しなかつた。新たに、独立直後のケニア、それに韓国、南ベトナムが加わることによって七十七カ国共同宣言が成立したのであつた。ケニア、この七十七カ国共同宣言は、その後の七七カ国グループ形成の契機となつたのである。

（159）この連を中心とする社会主義国は、決議に東西貿易問題、国際貿易機関設立問題を織り込むことを主張して、これに積極的となりて、いた開発途上国との間に緊張関係が展開された。しかし、最終的にはソ連・社会主義国の主張は取り下さられたのであつた。外務省国際連合局「国際連合第一八回総会の事業」(下)、四一九頁、参照。

(160) 一九六三年五月、三〇カ国のアフリカ諸国が参加して開催されたアジス・アベバ会議において設立された（締定は一九六三年九月）。それは、政治的には対立しないが、経済的には連携して対“北”共同戦線を形成し始めた形のやついた。

(161) Organization of African Unity, Economic and Social Commission, “The Niaméy Resolution on the United Nations Conference on Trade and Development,” *Proceedings*, Vol. VI.

(162) 実質上は無修訂で扱つた。“Report of the Preparatory Committee (Third Session),” *Proceedings*, Vol. VIII.

(163) Cf. Cordovez, D., *op. cit.*, pp. 278—280.

(164) 一九四八年四月、米州機構憲章調印（効力は一九五一年一一月）。

(註) Organization of American States, Inter-American Economic and Social Council, Special Committee on Latin American Co-ordination, "The Charter of Alta Gracia," *Proceedings*, Vol. VI. 稲垣『国際貿易開発会議の研究』(一), 一九四七年設置。一九四四年、他のO.A.E.C.部組。

(165) (註) 一九四七年設置。一九四四年、他のO.A.E.C.部組。

(166) Economic Commission for Asia and the Far East, "Teheran Resolution on the United Nations Conference on Trade and Development," *Proceedings*, Vol. VII.

(167) ポートの記述は、*Yearbook of the United Nations* (GATT), 1960, 61, 62, 63, 64. 240。

(168) い) の新方式によれば、最初のGATT関税は、トランザクションが、ケネディ・カウハム（一九六四年～一九六七年）である。

(169) 11カ国の内訳は次の通り。トルコ、トルコ、ブルガリア、カナボジア、チャコ、チリ、キューバ、ガーナ、ハイチ、イングランド、イギリス、マラヤ連邦、ナイジリア、ペルー、タンガニーカ、チニシア、アラブ連合、ウルグアイ、ヨーロッパなど。これらの諸国は、すべてEECの地域連合政策からの排除された開発途上国である。Cf. Dam, K., *op. cit.*, p. 234.

(170) い) の閣僚会議において、一九六四年五月より、ケネディ・カウハムをスタートさせることが決定された。

(171) 反対の理由は、表面的には、「行動計画」が貿易の自由化、貿易制限の撤廃等、消極的な措置にとどまつておらず、その実効性が疑わしいとするものであった。EEC諸国等は、一次産品や地域経済協力協定の締結等、より積極的な措置の実現を主張するものであった。したがめ、その狙いとするところでは、EECと連合関係にある開発途上国の既得権の擁護、という色彩を強めてゐるのであった。Cf. Dam, K., *op. cit.*, pp. 235-236; 前掲「GATTと開発途上国」、四二四頁。

(172) い) の作業グループの提唱を受けて、一九六四年一月の特別会期において、「貿易と開発」と題する第IV部規定の新設が合意された（正式承認は一九六五年二月）。それは、開発途上国問題に正面から取り組んだものである。それでは、先進諸国は開発途上国との貿易において、相互主義を期待しない等が語られた。

(173) Economist ざ次のもと、国連貿易開発会議の開始を報じた。"The Geneva Marathon Starts; One of the largest, the longest, and potentially the most frustrating international conferences to be held since the war on any economic subject opens in Geneva on Monday. Much of what is said on behalf of the developing

countries who passionately believe in the United Nations Conference on Trade and Development will irritate those developed countries who remain sorry that it ever came about; and much of what they answer will offer no joy in return, either. But there are some positive things for a country like Britain to say." (*Economist*, March 21, 1964, p. 1123.)

(14) *歐米ノハタク、ハボシ振賣的リヤ*、國際貿易の促進、貿易と開発の関係等は關心へ。一般空だ議論は終始ナラセモウ。

(15) "Stock proposal in the Soviet repertoire" ルーラー振賣アガル。Kay, D., *op. cit.*, p. 95.

(16) Cf. Frank, I., "International Trade and Economic Development," *Department of State Bulletin*, July 29, 1963, p. 173; —, "Issues before the U.N. Conference," *op. cit.*, p. 210; Ball, G., *op. cit.*, p. 662.

(17) Cf. Kotschnig, W., *op. cit.*, p. 26.

(18) *ヨーロッパ一連* "Trade Union" の形成について特徴付けて。Gardner, R., "GATT and the United Nations Conference on Trade and Development," *International Organization*, Vol. 18, No. 4, 1964, p. 698. たゞ、"西" の諸国が主張アリーハンだのせ、既成のハンドル GATT やまだへ、国境(特に経済)やあいだ。"西" の諸國は、GATT は本質的に "西" 並みに技術革新するやうな、心に足るる議論は、既存の国際貿易秩序を前提とするものと異なれど、これがだらう。"西" の諸國は、ハボシ・ハカハムニ対して冷淡である。だが、それは、ハボシのようないつアリーハンに付する基本的認識に基づいての立場だ。

(19) 前掲『国際連合第一七総会の事業』(14)、KIII一大四頁 参照。ハボシア、それが結果的に、"西" の諸國は対して、漁夫の利をもたらすより、事態を出現したのやうだ。トマホークの柔軟姿勢は、一因にヨーロッパ連に対する対抗措置として、ヨーロッパ連だのやうだ。

(20) Cf. Shulman, M., "The Communist States and Western Integration," *International Organization*, Vol. 17, No. 3, 1963; Ransom, C., *The European Community and Eastern Europe*, Butterworths, 1973, pp. 22-35; 前掲『国際連合第一七総会の事業』(14)、11K頁。

(21) Cf. Goodwin, G., *op. cit.*, pp. 12-18; Weintraub, S., *op. cit.*, pp. 40-41; *Economist*, June 6, 1964, p. 1147.

(22) 前掲『国際連合第一七総会の事業』(14)、10K頁、ヨーロッパ連 KIII 頁、参照。

(32) Cf. Ohlin, G., "The Organization for Economic Cooperation and Development," *International Organization*, Vol. 22, No. 1, 1968, pp. 239-242; "The Role of Trade with Developing Countries," *OECD Observer*, No. 11, August 1964; Gospovic, B., *op. cit.*, pp. 36-37; Robertson, C., *op. cit.*, p. 271 and p. 273. たゞ、締定額規制を OECD が行なうるの趣旨は市場を開拓するためであるべき。 Cf. *Bulletin de la Communauté Economique Européenne*, mai 1964, pp. 16-19; *Seventh General Report on the Activities of the Community*, 1964, pp. 250-253; *Eighth General Report on the Activities of the Community*, 1965, pp. 291-295; Weil, G., A

Foreign Policy for Europe? College of Europe, 1970, pp. 201-203.

(33) 「西ヨーロッパ、先進諸国にとって最大の課題は、国際貿易開発会議が失敗に終った場合、その責任を負わねばならぬ」とする立場は、必ずしも誤りではあるまい。 Robertson, C., *ibid.*, p. 273.

(34) Cf. Curzon, G. et al., "The Management of Trade Relations in the GATT," in Shonfield, A. ed., *International Economic Relations of the Western World 1959-1971* (Vol. 1), RIIA, 1976, pp. 168-175.

(35) 新方式の必要性などに対する賛成意見の本質は完全な貿易自由化・社会主義圏の開放、日本などの開發途上国に対する輸出促進などである。 Cf. "Issues facing GATT in the New Trading World," *Department of State Bulletin*, January 1, 1962; "A New Foreign Trade Program," (Message of the President to the Congress), *Department of State Bulletin*, February 12, 1962; "The Goal of an Atlantic Partnership," (Address by President Kennedy), *Department of State Bulletin*, July 28, 1962.

(36) 「一九六二年一月」 ルネ・アダミー大統領、議院に就いて憲法を提出。一九六二年一〇月、参議院にて可決。

(37) 権限の具体的な内容は以下のようにある。①「一九六二年七月一日現在の關稅率を五〇%未溝するものとする」(一般權限)。②從價税の品目は品目の關稅を無税または減税するものとする(一般減税)。③向々向かう OECD の輸出額の合計が、自由世界全体の輸出額の八〇%以上となるか、向々向かう品目の關稅を無税または減税するものとする(OECD 特別減税)。④ OECD と交渉する、農產品の關稅を無税または減税するものとする(OECD 特別權限)。⑤熱帶農林產品による、OECD が同様の措置をとるべきを条件とする。關稅を無税または減税するものとする(ルネ・アダミー研究会提議『ルネ・アダミー・ル・カナル』一九六七年、日本関税協会、八一九頁) Cf. "A New Foreign Trade Program," *op. cit.*, pp. 236-238.

- (22) Cf. Schaetzel, R., "The North Atlantic Partnership and the Less Developed Areas," *Department of State Bulletin*, July 9, 1962, pp. 77-78.
- (23) Cf. Feld, W., *The European Community in World Affairs*, Westview, 1976, pp. 170-176.
- (24) Cf. Curzon, G. et al., *op. cit.*, pp. 175-181; Warley, T., "Western Trade in Agricultural Products," in Shonfield, A. ed., *op. cit.*, pp. 377-381; 福岡『ふくおか・レポート』1970年。
- (25) Cf. Curzon, G. et al., *ibid.*, pp. 210-213.
- (26) 瑞穂「対立の極端の範囲——歐洲連合運動をめぐる構成国間の政治問題——」『国際政治』第77号、一九八四年、總説。
- (27) Associated African States and Madagascar
- (28) Cf. Ball, G., *op. cit.*, pp. 659-662; "Statement by H. E. Mr. George W. Ball, Under-Secretary of State, Head of the Delegation of the United States of America at the fifth plenary meeting, held on 25 March 1964," *Proceedings*, Vol. II, pp. 396-397; Goodwin, G., *op. cit.*, p. 6.
- (29) 脱離連邦による歐洲連合の反響——レーヴィス主義と懸念。"Statement by Mr. Jean Rey, Representative of the European Economic Community at the nineteenth plenary meeting, held on 6 April 1964," *Proceedings*, Vol. II, p. 444; "Statement by H. E. Mr. Valéry Giscard d'Estaing, Minister for Finance and Economic Affairs of France, Head of the Delegation at the fourth plenary meeting, held on 24 March 1964," *Proceedings*, Vol. II, p. 196.
- (30) トマヤハクル一政権末期の一九五〇年代後半から、トマヤハクルはトマヤハクル連盟への關係が顯著となり、ナホル「政権は、発足直後からトマヤハクル連盟との關係改善が最優先課題の一つとして掲げられた。一九六一年八月、ナホルヒクト会議に於いて決議された「進歩のための同盟」(Alliance for Progress)構想は、その具体的な内容が示唆された。Cf. Robertson, C., *op. cit.*, p. 264; Feld, W., *op. cit.*, pp. 269-253; ナホルトマヤハクル協会『進歩のための同盟』、一九六八年。
- (31) イギリスも英連邦開発途上国との間で特別な關係を開拓しよう、との意味では、"脱離シスラム"を形成するものであった。實際、歴史的にみても、この問題はアメリカとイギリスとの間の古くからの争点であった。それは、第一次大

戦後の国際貿易秩序のあり方をめぐる両国間の確執に示される通りである。しかしながら、イギリスの“閉鎖システム”は、EEC諸国（特にフランス）と比較した場合、相対的にゆるやかなものであり、かつて、イギリスは、移行段階において適切な補償措置がとられるならば、それを根本的に修正する（各種の優遇措置をすべての開発途上国に対して拡大適用する）用意がある、との柔軟な姿勢を示すものであった。その限りでは、この問題をめぐるトマホークヘギリスとの間の緊張関係はそれほどハベカノーメンなかつたのである。Cf. “Statement by the Rt. Hon. Edward Heath, Secretary of State for Industry, Trade and Regional Development and President of the Board of Trade, Head of the United Kingdom Delegation,” *Proceedings*, Vol. II, p. 393; 前掲『国際通貨体制成立史』(4) 第六章および第八章。

- (199) 田中俊郎「歐州統合の理念とその歴史的展開——歐州共同体の歩み——」、細谷千博他編著『歐州共同体（EAO）の研究』、新有堂、一九八〇年、参照。
- (200) そこには、国家主権に対する認識の相違、アメリカとの関係のあり方に対する考え方の相違、植民地との関係のあり方に対する見解の相違等が微妙に反映されていた。
- (201) 一九五七年三月、EEC設立条約（ローマ条約）調印。構成国は、フランス、西ドイツ、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク。
- (202) 一九六〇年一月、EFTA協定（ベラックホルム協定）調印。構成国は、イギリス、ノルウェー、スウェーデン、デンマーク、スイス、オーストリア、ポルトガル。
- (203) そもそも、加盟交渉期間中、イギリス、フランスなどについては、国連貿易開発会議開催問題は、主要関心事ではなかったのである。それは、特にイギリスにおいて顕著であった。前掲『国際連合第一大総会の事業』(下)、二六頁、参照。
- (204) 他の三ヵ国の加盟交渉も失敗に終った。
- (205) “一次産品問題、に対するは、アメリカといギリスの歩調は一致してしまだ。” Goodwin, G., *op. cit.*, p. 14.
- (206) Cf. Schaetzl, J., *op. cit.*, pp. 79—81; Frank, I., “International Trade and Economic Development,” *op. cit.*, pp. 175—176.
- (207) もやるん、形式的にはGATT規定第二四条（適用地域—国境貿易—關稅同盟及び自由貿易地域）に基いて合法的であるが、ハバナなど、地域經濟統合を次のようない止進化してゐる。“Regional economic groupings constitute

the modern form of market expansion, and the experience of those which have been created, in Africa, in Central America or in Latin America, seems to me conclusive. They encourage trade, stimulate production, avoid sterile competition and costly duplication of effort. They make for better utilization of local savings and external capital; and the economies in imports they bring about is far greater, in the early stages, than the uncertain profits of difficult exportation to distant markets.” (Statement by H.E. Mr. Valéry Giscard d’Estaing ... at the fourth plenary meeting, held on 24 March 1964, *op. cit.*, p. 196.)

(208) 「歐洲の発展」、「」次産品問題、足夾つてEUが統一的立場を確立した點ではなく、構成国相互間で微妙な相違が存在している。たゞ多く、トルコ、トルコ、ギリシャが「市場組織化」構想（具体的には、中心的役割をはたしたブルギーの東方貿易相手とする知識をもつて、トルコ、トルコ、ギリシャを積極的に推進しようとした結果）で、西ヨーロッパ、トルコなどは、それに消極的な立場を取らざるを得ない。しかし、最終結果ではトルコが権力だらけで、シカゴを發揮して、西ヨーロッパの主張を前面に押し出す形で成功したのである。Cf. Goodwin, G., *op. cit.*, p. 16; Weil, G., *op. cit.*, pp. 202–203.

(209) 謝罪よりやせ「スル必懲懲」。“Statement by H.E. Mr. Valéry Giscard d’Estaing ... at the fourth plenary meeting, held on 24 March 1964,” *op. cit.*, pp. 196–197; “Statement by H.E. Mr. Maurice Brasseur, Minister for External Trade and Technical Assistance of Belgium, Head of the Delegation at the third plenary meeting, held on 24 March 1964,” *Proceedings*, Vol. II, pp. 109–113; 前掲『国連貿易開発会議の研究』(一), KO—六九頁、およびI-II—一九〇頁。

(210) 国連貿易開発会議によると、トルコは、会議の開催がトルコの平和共存政策の成功を意味するのであり、それは国際緊張の緩和と貢献であるとの主張である。“Statement by H.E. Mr. N. S. Patolichev, ... at the seventh plenary meeting, held on 26 March 1964,” *op. cit.*, p. 384.

(211) シカゴよりやせ「われは」の語の翻訳である。たゞ多く、トルコ、イギリスなど、ヨーロッパなど等の穏健派に対し積極的に働きかけを行つたのである。たゞ、AOの諸国は、トルコと共に歩調をそろひながら多かったのである。

(212) たゞやせ「国連貿易開発会議によると、トルコは次のよう主張する。“We cannot miss the fact that a number

of most negative factors operate in this field of international trade. The consequences of the activity of capitalist monopolies in the markets, the policy of neo-colonialism, the activities of closed economic groupings of Western countries and the abnormal situation in trade caused by the cold war—all this seriously hampers, and cannot but impede the development of international trade. ... I ought to mention that it was not us who had created this problem and for that we bear neither moral nor material responsibility both in respect of peoples of developing countries and history. May I express observations concerning the concept of "rich" nations used here? They unite in one group of the "rich" countries both colonialist and socialist states. But in so doing, they camouflage the question of the responsibility for the economic underdevelopment of the countries of Asia, Africa and Latin America, they wipe out the differences in the sources of the accumulation of wealth." (Statement by H.E. Mr. N.S. Patolicher, ... at the seventh plenary meeting, held on 26 March 1964, *op. cit.*, pp. 384—386.)

(23)

「アセアン、GATTの位置をせき離して、ハサウエーハンクルバキト、モーリタニア、セーラムとの間には微妙な食い違いが存在した。」 Cf. Goodwin, G., *op. cit.*, p. 14.

(24)

これを最も象徴的に示したのが、国連貿易開発会議最終段階における、最終議定書をめぐる交渉において社会主義国が排除され、実質的交渉は「米」と開発途上国との間のみで行われたところの事実であった。カーメナーは、この事実を注目して、国連貿易開発会議における解決は、実質的には「米」 vs. 「開拓地」の開拓地展開であると言っている。Gardner, R., "GATT and the United Nations Conference on Trade and Development," *op. cit.*, p. 699. しかし、社会主義国孤立化の理由について、貿易関係におけるハイトルカーベー貿易の強調よりもむしろ、社会主義国（ア連）のタクトによる手段の距離的隔離が強調される。この点では次が参考。Goodwin, G., *op. cit.*, pp. 13—14.

(25)

11ヵ国の大半諸国が参加した。当時、国連貿易開発会議は七大か国。つまり、開発途上国は四ヵ国であった。

(26)

その仲介役をはたしたのが、トマソ・トマソラントである。

(27)

マヌエル・ペドロ・モルガーナが最初筆頭であつた。また次回、国連貿易開発会議におけるホーネーが次の如く演説を行つた。
Q. "The realization of the aims of this Conference requires international good will, co-operation and mutual

respect, which are incompatible with racial discrimination and colonial oppression, why should South Africa and Portugal which do not subscribe to these norms of humanity be present here? We should exclude them from this Conference. Today, Africa and Asia have come here to speak with their own voice. We have come here not to ask for charity, for charity has never eliminated poverty. What the developing countries want from the industrialized countries is trade, not aid." (Statement by H.E. Mr. Kojo Botso, Minister of Foreign Affairs, Head of the Ghana Delegation at the thirteenth plenary meeting, held on 1 April 1964, *Proceedings*, Vol. II, p. 203.)

(218) 亂世の御心、ハラル政権のハラル（一九六一年九月～一九六四年四月）は、新規のハラルな形態を展開する所であります。されば、国連貿易開拓会議が主導するものではあるが、その運営から心に感動する所であります。“This Conference is therefore our own, the Conference of the Developing Countries. It is ours because we knew it was bound to assemble, even though the developed countries proclaimed it to be untimely, unwise and unnecessary. This Conference is our work, because in striving for its realization, we have been able to concentrate our efforts in the formulation of problems in such an objective way as to support our endeavours towards economic emancipation, whether or not the developed countries recognize the significance of the challenge. Because this Conference is our work, we will come out of it wiser, and firmer in the justice of our strivings for a concerted action in the elimination of poverty and need from the face of the earth.” (Statement by H. E. Mr. João Augusto de Araújo Castro, ... at the fourth plenary meeting, held on 24 March 1964, *op. cit.*, p. 118.)

(219) 既述のように、アメリカとの関係改善への配慮もあつた。

(220) 英連邦アフリカ諸国は、イギリスのEEC加盟が実現すれば、やむなくイギリス市場への参入を認めねばならぬとの強い危機意識を抱いていた。Bangura, Y., *Britain and Commonwealth Africa*, Manchester U.P., 1983, pp. 134-135.

(221) *ibid.*, pp. 135-137.

〔222〕
これに対しても、たとえばカメリーノは国連貿易開発会議における演説において、EECとの連合関係を次のように自

日本議論の「... we do not deny the significance or usefulness of regional groupings; it should be emphasized that they represent an appreciable step forward on the road to economic development. Furthermore, they are open and dynamic in conception. We do not think it is constructive, therefore, to engage in systematic criticism of the groupings in which we are associated, for they are our best guarantees of development at present; and they will remain so until we find better remedies, world-wide in scope and which can be more effectively applied. (Statement by H.E. Mr. Victor Kanga, Minister for Economic Affairs, Head of the Cameroonian Delegation at the eighth plenary meeting, held on 26 March 1964, *Proceedings*, Vol. II, p.136.)」

(223) 「六十年代後半の世界貿易と開発援助の動向」(日本貿易振興会編著)、(六十年代後半の世界貿易と開発援助の動向)、(六十年代後半の世界貿易と開発援助)、(六十年代後半の世界貿易と開発援助)

(224) 福嶋『国際貿易開発組織の本筋』(一), 1K—141回。

(225) Cf. UNCTAD *Bulletin*, Special issue on UNCTAD entitled "20th Anniversary of UNCTAD," No. 205, 1984; *IDS Bulletin*, Special issue on UNCTAD entitled "UNCTAD: the first twenty years," Vol. 15, No. 3, 1984; Ramsay, R., "UNCTAD's failures: the rich get richer," *International Organization*, Vol. 38, No. 2, 1984; Krishnamurti, R., "UNCTAD as a Negotiating Institution," *Journal of World Trade Law*, Vol. 15, No. 1, 1981; Cutajar, M. ed., *UNCTAD and the South-North Dialogue: the first twenty years*, Pergamon, 1985.

(226) Cf. Bhagwati, J. and Ruggie, J. eds., *op. cit.*

(227) 『世界貿易開発援助の現状と問題』(経済委員会・世界貿易開発機関): 本部の報告書。

南北関係の原型

〔資料〕 以下の資料は、特に明記しない限り *Yearbook of the United Nations* による。

資料1 國連加盟國の推移（1945年～1964年）

年	加盟國数	原 加 盟 国
1945	51(31)*	アルゼンチン, オーストラリア, ベルギー, ボリビア, ブラジル, 白ロシア, カナダ, チリ, 中国, コロンビア, コスタリカ, キューバ, チェコスロバキア, デンマーク, ドミニカ, エクアドル, エジプト, エルサルバドル, エチオピア, フランス, ギリシア, グアテマラ, ハイチ, ホンジュラス, インド, イラン, イラク, レバノン, リベリア, ルクセンブルク, メキシコ, オランダ, ニュージーランド, ニカラグア, ノルウェー, パナマ, パラグアイ, ペルー, フィリピン, ポーランド, サウジアラビア, 南アフリカ, シリア, トルコ, ウクライナ, ソ連, イギリス, アメリカ, ウルグアイ, ベネズエラ, ユーゴスラビア
		新 加 盟 国
1946	55(33)	アフガニスタン, アイスランド, スウェーデン, タイ
1947	57(35)	パキスタン, イエメン
1948	58(36)	ビルマ
1949	59(36)	イスラエル
1950	60(37)	インドネシア
1955	76(44)	アルバニア, オーストリア, ブルガリア, カンボジア, フィンランド, ハンガリー, アイルランド, イタリア, ヨルダン, ラオス, リビア, ネパール, ポルトガル, ルーマニア, スペイン, セイロン
1956	80(47)	日本, モロッコ, スーダン, チュニジア
1957	82(49)	ガーナ, マラヤ連邦
1958	83(50)	ギニア
1960	100(67)	ダオメ, 中央アフリカ共和国, チャド, プラザビルコンゴ, キプロス, ガボン, コートジボアール, マダガスカル, マリ, ニジェール, ナイジェリア, セネガル, ソマリア, トーゴ, カメルーン, オートボルタ, レオポルドビルコンゴ
1961	104(70)	モーリタニア, モンゴル, シエラレオネ, タンガニーカ, アルジェリア, ブルンディ, ジャマイカ, ルワンダ, トリニダードトバゴ, ウガンダ
1962	110(76)	

1963	112(78)	ケニア, クウェート, (ザンジバル)***
1964	115(81)	マラウイ, マルタ, ザンビア

* ()内は、ゴシック体で示した開発途上国（77カ国グループ加盟国）数。

** タンガニーカとザンジバルは、1964年4月合体し、国連において単一議席を保持することになった（タンザニア）。

資料2 国連経済社会理事会構成国（1955年・1960年～1964年）

年	国名（18カ国）
1955	アルゼンチン, オーストラリア, チェコスロバキア, 中国, ドミニカ, エクアドル, エジプト, フランス, インド, オランダ, ノルウェー, パキスタン, トルコ, ソ連, イギリス, アメリカ, ベネズエラ, ユーゴスラビア
1960	アフガニスタン, ブラジル, ブルガリア, チリ, 中国, コスタリカ, デンマーク, フランス, 日本, オランダ, ニュージーランド, ポーランド, スペイン, スーダン, ソ連, イギリス, アメリカ, ベネズエラ
1961	アフガニスタン, ブラジル, ブルガリア, デンマーク, エルサルバドル, エチオピア, フランス, イタリア, 日本, ヨルダン, ニュージーランド, ポーランド, スペイン, ソ連, イギリス, アメリカ, ウルグアイ, ベネズエラ
1962	オーストラリア, ブラジル, コロンビア, デンマーク, エルサルバドル, エチオピア, フランス, イタリア, インド, 日本, ヨルダン, ポーランド, セネガル, ソ連, イギリス, アメリカ, ウルグアイ, ユーゴスラビア
1963	アルゼンチン, オーストラリア, オーストリア, コロンビア, チェコスロバキア, エルサルバドル, エチオピア, フランス, インド, イタリア, 日本, ヨルダン, セネガル, ソ連, イギリス, アメリカ, ウルグアイ, ユーゴスラビア
1964	アルジェリア, アルゼンチン, オーストラリア, オーストリア, チリ, コロンビア, チェコスロバキア, エクアドル, フランス, インド, イラク, 日本, ルクセンブルク, セネガル, ソ連, イギリス, アメリカ, ユーゴスラビア

資料3 GATT原締約国（23カ国）

オーストラリア, ベルギー, ブラジル, カナダ, チリ, 中国, キューバ, チェコスロバキア, フランス, インド, レバノン, ルクセンブルク, オランダ, ニュージーランド, ノルウェー, 南アフリカ, イギリス, アメリカ——ビルマ, セイロン, パキスタン, 南ローデシア, シリア

南北関係の原型

資料4 G A T T締約国の推移（1955年・1960年～1964年）

年	締約国数	国名
1955	35	オーストラリア, オーストリア, ベルギー, ブラジル, ビルマ, カナダ, セイロン, チリ, キューバ, チェコスロバキア, デンマーク, ドミニカ, フィンランド, フランス, 西ドイツ, ギリシア, ハイチ, インド, インドネシア, イタリア, 日本, ルクセンブルク, オランダ, ニュージーランド, ニカラグア, ノルウェー, パキスタン, ペルー, ローデシア・ニアサ兰ド連邦, スウェーデン, トルコ, 南アフリカ, イギリス, アメリカ, ウルグアイ
1960	38(+8)	オーストラリア, オーストリア, ベルギー, ブラジル, ビルマ, カナダ, セイロン, チリ, キューバ, チェコスロバキア, デンマーク, ドミニカ, マラヤ連邦, フィンランド, フランス, 西ドイツ, ガーナ, ギリシア, ハイチ, インド, インドネシア, イタリア, 日本, ルクセンブルク, オランダ, ニュージーランド, ニカラグア, ナイジェリア, ノルウェー, パキスタン, ペルー, ローデシア・ニアサ兰ド連邦, スウェーデン, トルコ, 南アフリカ, イギリス, アメリカ, ウルグアイ（準締約国：アルゼンチン, カンボジア, イスラエル, ポルトガル, スペイン, スイス, チュニジア, ユーゴスラビア）
1961	39(+9)	オーストラリア, オーストリア, ベルギー, ブラジル, ビルマ, カナダ, セイロン, チリ, キューバ, チェコスロバキア, デンマーク, ドミニカ, マラヤ連邦, フィンランド, フランス, 西ドイツ, ガーナ, ギリシア, ハイチ, インド, インドネシア, イタリア, 日本, ルクセンブルク, オランダ, ニュージーランド, ニカラグア, ナイジェリア, ノルウェー, パキスタン, ペルー, ローデシア・ニアサ兰ド連邦, シエラレオネ, 南アフリカ, スウェーデン, トルコ, イギリス, アメリカ, ウルグアイ（準締約国：アルゼンチン, カンボジア, イスラエル, ポーランド, ポルトガル, スペイン, スイス, チュニジア, ユーゴスラビア）
1962	45(+7)	オーストラリア, オーストリア, ベルギー, ブラジル, ビルマ, カンボジア, カナダ, セイロン, チリ, キューバ, チェコスロバキア, デンマーク, ドミニカ, マラヤ連邦, フィンランド, フランス, 西ドイツ, ガーナ, ギリシア, ハイチ, インド, インドネシア, イスラエル, イタリア, 日本, ルク

		シンプルク, オランダ, ニュージーランド, ニカラグア, オジエリア, ノルウェー, パキستان, ペルー, ポルトガル, ローデシア・ニアサランド連邦, シエラレオネ, 南アフリカ, スウェーデン, タンガニーカ, トリニダードトバゴ, トルコ, ウガンダ, イギリス, アメリカ, ウルグアイ (準締約国: アルゼンチン, ポーランド, スペイン, スイス, チュニジア, ヨーロッпа連合)
1963	60(+7)	オーストラリア, オーストリア, ベルギー, ブラジル, ビルマ, カメルーン, カナダ, 中央アフリカ共和国, セイロン, チャド, チリ, ブラザビルコンゴ, キューバ, キプロス, チェコスロバキア, ダオメ, デンマーク, ドミニカ, フィンランド, フランス, ガボン, 西ドイツ, ガーナ, ギリシア, ハイチ, インド, インドネシア, イスラエル, イタリア, コートジボアール, ジャマイカ, 日本, クウェート, ルクセンブルク, マダガスカル, マラヤ連邦, モーリタニア, オランダ, ニュージーランド, ニカラグア, ニジェール, ナイジェリア, ノルウェー, パキスタン, ペルー, ポルトガル, セネガル, シエラレオネ, 南アフリカ, 南ローデシア, スペイン, スウェーデン, タンガニーカ, トリニダードトバゴ, トルコ, ウガンダ, イギリス, アメリカ, オートポルタ, ウルグアイ (準締約国: アルゼンチン, カンボジア, ポーランド, スイス, チュニジア, アラブ連合, ヨーロッパ連合)
1964	64(+8)	オーストラリア, オーストリア, ベルギー, ブラジル, ビルマ, カメルーン, カナダ, 中央アフリカ共和国, セイロン, チャド, チリ, ブラザビルコンゴ, キューバ, キプロス, チェコスロバキア, ダオメ, デンマーク, ドミニカ, フィンランド, フランス, ガボン, 西ドイツ, ガーナ, ギリシア, ハイチ, インド, インドネシア, イスラエル, イタリア, コートジボアール, ジャマイカ, 日本, ケニア, クウェート, ルクセンブルク, マダガスカル, マラウイ, マラヤ連邦, マルタ, モーリタニア, オランダ, ニュージーランド, ニカラグア, ニジェール, ナイジェリア, ノルウェー, パキスタン, ペルー, ポルトガル, ローデシア, セネガル, シエラレオネ, 南アフリカ, スペイン, スウェーデン, トーゴ, トリニダードトバゴ, トルコ, ウガンダ, イギリス, タンザニア, アメリカ, オートポルタ, ウルグアイ (準締約国: アルゼンチン, カンボジア, アイスランド, ポーランド, スイス, チュニジア, アラブ連合, ヨーロッパ連合)

南北関係の原型

資料5 GATT一東欧社会主义国関係の推移

年・月	ガットとの関係発生事項
1948.	チェコスロバキア：ガットの原加盟国
50	ユーゴスラビア：ガットのオブザーバーに
57.10	ポーランドとルーマニア：ガットのオブザーバーに
59	ユーゴスラビア：ガットの関係国①に
59.11	ポーランド：ガットの関係国①に
62	ユーゴスラビアが暫定加盟国に
65. 3	ポーランドが正式にケネディ・ラウンドへ参加認可
66	ユーゴスラビア：ガットの正式加盟国に
66.11	ハンガリー：ガットのオブザーバーに
67. 6	ブルガリア：ガットのオブザーバーに
67.10	ポーランド：ガットの正式加盟国に
71.11	ルーマニア：ガットの正式加盟国に
73. 9	ハンガリー：ガットの正式加盟国に

(注)① 関係国とは、ガットの締約国および問題当事国に対して、ガット関係を受け入れることをみずから宣言した国を指す。

出所) 川田侃・涂照彦『現代国際社会と経済』、御茶の水書房、1983年、30頁。

資料6 国連貿易雇用会議（ハバナ会議）参加国（1947年～1948年）

アフガニスタン、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボリビア、ブラジル、ビルマ、カナダ、セイロン、チリ、中国、コロンビア、コスタリカ、キューバ、チェコスロバキア、デンマーク、ドミニカ、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、フランス、ギリシア、グアテマラ、ハイチ、インド、インドネシア、イラシ、イラク、アイルランド、イタリア、レバノン、リベリア、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ノルウェー、パキスタン、パナマ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、南ローデシア、スウェーデン、スイス、シリア、トランスクルダム、トルコ、南アフリカ、イギリス、アメリカ、ブルガリア、ベネズエラ（オブザーバー：フィンランド、パラグアイ、日本）。

資料7 国連貿易開発会議参加国① (1964年)

アフガニスタン, アルバニア, アルジェリア, アルゼンチン, オーストラリア, オーストリア, ベルギー, ボリビア, ブラジル, プルガリア, ピルマ, プルンディ, 白ロシア, カンボジア, カメルーン, カナダ, 中央アフリカ共和国, セイロン, チャド, チリ, 中国, コロンビア, プラザビルコンゴ, レオポルドビルコンゴ, コスタリカ, キューバ, キプロス, チェコスロバキア, ダオメ, デンマーク, ドミニカ, エクアドル, エルサルバドル, エチオピア, 西ドイツ, フィンランド, フランス, ガボン, ガーナ, ギリシア, グアテマラ, ギニア, ハイチ, パチカン, ホンデュラス, ハンガリー, アイスランド, インド, インドネシア, イラン, イラク, アイルランド, イスラエル, イタリア, コートジボアール, ジャマイカ, 日本, ヨルダン, ケニア, 韓国, クウェート, ラオス, レバノン, リベリア, リビア, リヒテンシュタイン, ルクセンブルク, マダガスカル, マラヤ連邦, マリ, モーリタニア, メキシコ, モナコ, モンゴル, モロッコ, ネパール, オランダ, ニュージーランド, ニカラグア, ニジェール, ナイジェリア, ノルウェー, パキスタン, パナマ, パラグアイ, ペルー, フィリピン, ポーランド, ポルトガル, ルーマニア, ルワンダ, サンマリノ, サウジアラビア, セネガル, シエラレオネ, 南アフリカ, スペイン, スーダン, スウェーデン, スイス, シリア, タンガニーカ^②, タイ, トーゴ, トリニダードトバゴ, チュニジア, トルコ, ウガンダ, ウクライナ, ソ連, アラブ連合, イギリス, アメリカ, オートポルタ, ウルグアイ, ベネズエラ, 南ベトナム, イエメン, ニュゴスラビア, ザンジバル^②

(1) ソマリアおよび西サモアは招請を受けたが、会議には参加しなかった。

(2) 両国は、会議開催中に合体し、それぞれの代表団は単一の代表団に再編成された。

資料8 第1回非同盟諸国首脳会議参加国 (1961年)

アフガニスタン, アルジェリア, ピルマ, カンボジア, セイロン, レオポルドビルコンゴ, キューバ, キプロス, エチオピア, ガーナ, ギニア, インド, インドネシア, イラク, レバノン, マリ, モロッコ, ネパール, サウジアラビア, ソマリア, スーダン, チュニジア, アラブ連合, イエメン, ニュゴスラビア(オブザーバー: ボリビア, ブラジル, エクアドル)

資料9 非同盟諸国カイロ経済会議参加国 (1962年)

セイロン, エチオピア, ガーナ, ギニア, インド, インドネシア, リビア, マリ, スーダン, アラブ連合, ニュゴスラビア/アフガニスタン, アルジェリア, ボリビア, ブラジル, ピルマ, カンボジア, レオポルドビルコンゴ, キューバ, キプロス, マラヤ連邦, クウェート, レバノン, メキシコ, モロッコ, パキスタン, サウジアラビア, ソマリア, タンガニーカ, チュニジア, イエメン(オブザーバー: チリ, エクアドル, シンガポール, ウルグアイ, ベネズエラ)

南北関係の原型

資料10 開発途上国75カ国共同宣言参加国（1963年）

アフガニスタン, アルジェリア, アルゼンチン, ボリビア, ブラジル, ビルマ, ブルンディ, カンボジア, カメルーン, 中央アフリカ共和国, セイロン, チャド, チリ, コロンビア, ブラザビルコンゴ, レオポルドビルコンゴ, コスタリカ, キプロス, ダオメ, ドミニカ, エクアドル, エルサルバドル, エチオピア, ガボン, ガーナ, グアテマラ, ギニア, ハイチ, ホンデュラス, インド, インドネシア, イラン, イラク, ジャマイカ, ヨルダン, クウェート, ラオス, レバノン, リベリア, リビア, マダガスカル, マラヤ連邦, マリ, モーリタニア, メキシコ, モロッコ, ネパール, ニュージーランド, ニカラグア, ニジェール, ナイジェリア, パキスタン, パナマ, バラグアイ, ペルー, フィリピン, ルワンダ, サウジアラビア, セネガル, シエラレオネ, ソマリア, スーダン, シリア, タンガニーカ, タイ, トーゴ, トリニダードトバゴ, チュニジア, ウガンダ, アラブ連合, オートボルタ, ウルグアイ, ベネズエラ, イエメン, ユーゴスラビア

資料11 AASM諸国（18カ国）

ダオメ, ブルンディ, カメルーン, 中央アフリカ共和国, チャド, ブラザビルコンゴ, ガボン, コートジボアール, マダガスカル, マリ, モーリタニア, ニジェール, ルワンダ, セネガル, ソマリア, トーゴ, オートボルタ, レオポルドビルコンゴ

資料12 英連邦アフリカ諸国（1964年3月現在）

ガーナ, ケニア, ナイジェリア, シエラレオネ, タンガニーカ*, ウガンダ, ザンジバル*

*1964年4月, 合体(タンザニア)。

資料13 世界貿易の推移（1950年・1960年）

—先進諸国・社会主義国・開発途上国の世界貿易に占める割合—

Exports to: (%)

	世界全体	先進諸国	社会主義国	開発途上国	その他
Exports from:					
世界全体					
1950	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1960	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
先進諸国					
1950	59.8	62.6	21.2	68.8	34.6
1960	66.0	72.1	20.9	75.3	55.9
社会主義国					
1950	8.4	3.4	66.5	2.7	4.1
1960	12.4	3.6	71.1	4.7	5.3
開発途上国					
1950	30.0	32.2	12.3	27.3	52.5
1960	20.4	22.8	8.0	19.0	34.5
その他					
1950	1.7	1.8	—	1.2	8.8
1960	1.3	1.5	—	1.0	4.3

Source: Group of Experts appointed under ECOSOC Resolution 919 (XXXIV), "Commodity and Trade Problems of Developing Countries: Institutional Arrangements," *Proceedings*, Vol. V, p. 423.

資料14 世界貿易（輸出）の拡大

—1938年・1948年・1958年・1968年・1978年—

	輸出額（10億ドル）					割合（%）				
	1938	1948	1958	1968	1978	1938	1948	1958	1968	1978
世界全体	23.5	57.0	108	239	1297	100	100	100	100	100
先進諸国	15.2	36.6	71	168	872	65	64	66	70	67
OPEC諸国	5.9	3.1	7	14	145	25	5	7	6	11
非産油開発途上国		13.6	17	29	156		24	16	12	12
社会主義国	2.4	3.7	12	27	124	10	6	11	12	10

Source: Rangarajan, L., "The Politics of International Trade," in Strange, S. ed., *Paths to International Political Economy*, George Allen & Unwin, 1984, p. 129.